



平成 25 年 4 月 26 日

各 位

会 社 名 NECモバイルリング株式会社
 代表者名 代表取締役社長 山崎 耕司
 (コード：9430、東証第一部)
 問合せ先 経営企画部広報・IR室長 竹本 和代
 (TEL. 03-5532-3320)

**丸紅株式会社の完全子会社であるMXホールディングス株式会社による
 当社普通株式に対する公開買付けに関する意見表明
 及び丸紅株式会社との資本業務提携契約締結のお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、丸紅株式会社（以下「丸紅」といいます。）の完全子会社であるMXホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の発行済普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について賛同する旨の意見を表明すると共に、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねること、及び丸紅との間で資本業務提携契約（以下「本提携契約」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社の上記取締役会決議は、当社普通株式の全て（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）に占める応募株券等の総数の比率が3分の2（株式数にして 9,686,172 株）以上に達した場合には、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続を経て、当社普通株式の全てを取得することを企図していること及び当社普通株式が上場廃止となる予定であることを前提としております。

I. 本公開買付けについて

1. 公開買付者の概要

| | | |
|--------------------------|------------------------------------|------|
| (1) 名 称 | MXホールディングス株式会社 | |
| (2) 所 在 地 | 東京都港区赤坂四丁目 15 番 1 号 赤坂ガーデンシティ 15 階 | |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 浅原 多加夫 | |
| (4) 事 業 内 容 | 携帯電話販売を中心としたモバイルビジネスの運営事業等 | |
| (5) 資 本 金 | 1 円（本日現在） | |
| (6) 設 立 年 月 日 | 平成 24 年 8 月 24 日 | |
| (7) 大株主及び持株比率 （本日現在） | 丸紅株式会社 | 100% |
| (8) 当社と公開買付者の関係 | | |
| 資 本 関 係 | 該当事項はありません。 | |
| 人 的 関 係 | 該当事項はありません。 | |
| 取 引 関 係 | 該当事項はありません。 | |
| 関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況 | 該当事項はありません。 | |

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、本日開催の取締役会において、本公開買付けについて、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に

記載の根拠及び理由に基づき、賛同の意見を表明すると共に、本公開買付けに応募するか否かについては当社株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(3) 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意」に記載の方法により決議されております。

(2) 意見の根拠及び理由

① 公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本日現在において、丸紅がその発行済株式の全てを保有する株式会社です。

この度、公開買付者は、本日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している当社普通株式の全てを取得し、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限が7,410,000株（当社の親会社である日本電気株式会社（以下「NEC」といいます。）が本日現在所有する当社普通株式数に相当し、当社が平成25年2月7日に提出した第41期第3四半期報告書（以下「当社第41期第3四半期報告書」といいます。）に記載された平成24年12月31日現在の当社普通株式の発行済株式総数（14,529,400株）に占める割合（以下「所有割合」といいます。）にして51.00%（小数点以下第三位を四捨五入。以下比率の計算において、特に別の取扱いを定めていない限り、同様に計算しております。）となります。）とされており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には応募株券等の全部の買付けを行わないとのことです。一方、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設けておりませんので、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合には、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行うとのことです。本公開買付けにより、公開買付者が当社普通株式の全てを取得できなかった場合であって、かつ、当社第41期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の当社普通株式の発行済株式総数（14,529,400株）から当社第41期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の当社が保有する自己株式（143株）を控除した数（14,529,257株）に占める応募株券等の総数の比率（以下「応募比率」といいます。）が3分の2（株式数にして9,686,172株）以上に達した場合には、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載されている当社を完全子会社化するための各手続（以下「本完全子会社化手続」といい、本公開買付け及び本完全子会社化手続を併せて「本取引」と総称します。）を実施する予定とのことです。なお、応募比率が3分の2未満となった場合においては、本完全子会社化手続の実施を見合わせ、当社普通株式は東京証券取引所市場第一部において上場を維持する予定とのことです。

なお、直近1ヵ月前後の当社普通株式の市場株価の急騰を受け、本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本買付価格」といいます。）は直近1ヵ月前後の市場株価を下回っておりますが、かかる当社普通株式の市場株価の急騰は、平成25年3月26日に一部報道機関から本件に関する憶測報道がなされたことによるものと推測されるとのことです（なお、当該報道以降の当社普通株式の市場株価の変動については、後記「(3) 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「①公開買付者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」の記載もご参照ください。).

また、公開買付者の完全親会社である丸紅は、当社普通株式7,410,000株（所有割合にして51.00%）を所有するNECとの間で、本日付けで本公開買付けの実施及び株券の応募に関する契約書（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、NECがその所有する当社普通株式の全てにつき、本公開買付けに応募する旨の合意をしたとのことです（本応募契約の概要については、下記「③本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照下さい。).

② 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者によれば、公開買付者の完全親会社である丸紅及びその連結対象会社（以下「丸紅グループ」と総称します。）は、総合商社として各種物品の売買及び貿易業を主たる事業として行っており、全世界にまたがる営業拠点及びその情報ネットワークを活用し、あらゆる分野にわたる事業展開を行っております。加えて、取引先に対する各種ファイナンスの提供、各種プロジェクトのオーガナイザーとしての機能の発揮、資源開発や先端技術分野への事業投資等多角的な取り組みを行っております。

丸紅はこれらの事業を、食料、エネルギー・化学品、金属、機械、生活産業の5グループと、その傘下に位置する12営業部門を中心に推進しております。生活産業グループの中の情報・金融・不動産部門では、ICT（Information and Communication Technology：情報や通信に関する技術の総称）分野への取り組みに注力しており、中でも携帯電話販売や携帯電話端末を活用した各種ソリューション・サービスの提供を行うモバイルビジネスを最重点注力分野の一つに据えているとのことです。携帯電話販売市場は、対人口普及率が1人1台以上の時代を迎えているものの、スマートフォン、タブレット端末をはじめデジタルフォトパネル等の周辺機器、あるいは機器向けの通信モジュール等の新たな回線需要が期待でき、さらに法人企業におけるスマートデバイスの業務用利用がますます本格化することからも、一層の需要増が期待されているとのことです。その中で、丸紅は当社と同種の事業を営む丸紅テレコム株式会社（以下「丸紅テレコム」といいます。）を中核事業体として位置付け、直営キャリアショップ等を通じた一般顧客向け、及び各種の営業活動を通じた法人顧客向けの双方に対し、スマートフォン、タブレット端末等のスマートデバイスの利用特性に則した付加価値の高いサービス・機能を、顧客の意向を踏まえて提案・提供することを志向しているとのことです。

一方、当社は昭和47年、移動無線機器及び通信機器の製造・保守サービス、機器に関する工事の設計及び請負並びに機器及びその部品の販売等に関する業務を目的として設立されました。その後、平成4年に株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（旧商号：エヌ・ティ・ティ中央移動通信株式会社）と携帯電話等の代理店契約を締結し、キャリアショップの運営を開始しました。また、当社は、平成14年2月に東京証券取引所市場第二部に株式上場を果たし、翌年の平成15年3月には同取引所市場第一部に移行いたしました。このような沿革から、当社は、保守サービスなどの技術力と販売拠点の両方を有する特色を活かし、次世代の移動通信サービスにも迅速な対応ができる体制を日々強化すると共に、より一層の成長を目指し、事業の発展、業績の向上と企業価値の向上に努めてまいりました。近年においては、保守サービスなどの技術を基盤としながら、全国に展開しているキャリアショップを中心とする販売拠点を当社の「セールスプラットフォーム」と位置付けて強化・拡大し、これをお客さま接点として、モバイルに関連する取り扱い商材を拡大していくと共に、通信分野の幅広い事業活動を展開してまいりました。

このような状況の中、公開買付者の完全親会社である丸紅は、昨年12月下旬から、当社の親会社であるNECが当社の新たなパートナーを検討するためにその保有する当社普通株式の譲渡を複数の買付候補者に打診したことに始まる入札プロセスに参加し、NEC及び当社から提出された当社の事業・財務・法務等に関する資料の精査、当社の経営陣との面談等の買収監査（デュー・ディリジェンス）を実施し、フィナンシャル・アドバイザーとして野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を選定した上で、当社普通株式の取得について分析、検討を進めてきたとのことです。

公開買付者の完全親会社である丸紅は、NECに対し、上記分析、検討を経た本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本買付価格」といいます。）を含む本公開買付けに関する諸条件を提示し、NECの選考を経た結果、本年4月、最終買付候補者として選定されたとのことです。その後、丸紅はNEC及び当社との間で交渉を進め、諸条件の合意に至ったことから、公開買付者は本日付けでNECとの間で本応募契約を締結し、また、丸紅は本日付けで当社との間で本提携契約を締結しました。本応募契約及び本提携契約の概要については、下記「③本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照下さい。

以上のとおり、公開買付者は当社を携帯電話販売事業における業界の雄として、モバイルビジネスにおける豊富な業務経験、効率的なキャリアショップ運営体制、付加価値の高い法人営業力、自主性及び創造性のある当社の役員及び従業員等を、本公開買付け後も尊重される経営の自主性と共に有していると認識しているとのことです。そして、当社を公開買付者の完全子会社とすることにより、公開買付者の完全親会社である丸紅及び丸紅グループ企業との多面的な連携関係を構築し、また、当社と同じ事業を営む丸紅テレコムとの間で営業面、店舗運営実務面でのノウハウ共有・相互活用を図る相乗効果の追求が可能となるとのことです。

公開買付者は当社を完全子会社化した後は、当社と丸紅テレコムが重複して保有する機能・資産・契約等を集約し共有しつつ、異なる経営インフラの統一等を進めることで、キャリアショップ運営や法人営業を競争力ある形で一体となって提供する実質的な経営統合メリットの享受を志向する予定とのことです。また、応募比率が3分の2未満となり、当社普通株式が東京証券取引所市場第一部において上場を維持することとなった場合であっても、当該経営統合メリットを追求していく予定とのことです。

なお、丸紅は、NECとの間において、本公開買付けが成立した場合には、NECから派遣されている当社の取締役2名（松倉肇氏及び木下肇氏）及び監査役1名（川上耕毅氏）に退任していただくことを合意しているとのことです。また、下記「③ロ本提携契約」に記載のとおり、当社は、丸紅との間において、本公開買付けが成立し、かつその決済が行われた場合には、当社が、当社を公開買付者の完全子会社とするために開催される臨時株主総会（本公開買付けへの応募株券等の総数が9,686,172株未満となった場合には、当社が本公開買付けの決済の開始日（以下「本決済日」といいます。）から2ヶ月以内に開催する臨時株主総会。以下「本臨時株主総会」といいます。）において、①当社の定款に定める取締役の員数の上限を撤廃し、下限を3名以上とすることに係る定款変更議案、②丸紅が指名する取締役6名（以下「丸紅指名取締役」と総称します。）の選任に関する議案及び③丸紅が指名する監査役1名の選任に関する議案等を上程すること、並びに、本臨時株主総会終結時点において丸紅指名取締役が当社の取締役会の過半数となるよう、必要な人数の当社の取締役（丸紅指名取締役を除きます。）に退任していただくことを合意しております。他方で、NECから派遣された役員を除く本提携契約締結日現在の当社の取締役（ただし、上記により退任する取締役を除きます。）及び執行役員が引き続きその任務を遂行することを合意しております。

現在の移動通信市場ではスマートフォンへのシフトが急速に進行する中で、今後はスマートフォンの成熟期を迎え販売台数が伸び悩む一方で、市場のグローバル化・多様化が進行すると考えられ、情報通信サービスは今後大きな転換を迫られると予想されます。そこで、当社は、事業の発展に向けて、通信事業者、端末機器メーカー、コンテンツやアプリケーション提供者、さらにはクラウド事業者等、多様なレイヤーのプレイヤーとの連携を図ること、また、世界市場への進出も視野に入れた今後の事業発展のためには、販売代理店の大規模化は不可欠であると考えております。

当社は本公開買付けにより次の効果が期待できると考えております。

a 経営統合による業界トップポジションの強化

当社と丸紅グループにとって、当社及び丸紅グループに属する丸紅テレコムを同一グループ内におき、将来的には経営統合することによって生じる規模の拡大や、営業面、店舗運営実務面でのノウハウ共有・相互活用を図る相乗効果は大きいと考えられます。当社及び丸紅テレコムの経営統合（以下「本件経営統合」といいます。）実施後は、年間販売台数300万台超、キャリア認定ショップ400店舗超の顧客基盤を有するとともに、丸紅グループとNECグループの法人顧客基盤を確保する企業となります。加えて、丸紅グループが有する全産業にまたがる顧客資産や取引先の活用により、当社のセールスプラットフォームのさらなる強化、新しい商材の開拓・拡大を図ることが可能となります。

b 非メーカー系保守修理サービス事業者として新たな事業機会の拡大

端末修理事業においては、スマートフォンへの買換えが急速に進行することで端末修理需要が急

減しており、また、当社の修理事業の大半を占める既存顧客の端末について、当社の受注対象機種
の減少により売上が減少していることから、新たな修理需要の開拓が急務となっております。この
点、総合商社である丸紅グループの持つ営業力や、国内のみならず、海外における丸紅グループの
ネットワークを活用することで、新たな修理事業・顧客層の拡大が可能となります。具体的には、
携帯電話のみならず、他のエレクトロニクス機器の修理業務の獲得及び海外機器メーカー等との戦
略的提携・事業展開の機会の拡大が期待されます。

以上のとおり、当社は、本件経営統合による規模の拡大と各種相乗効果の発揮、及び当社の持つモ
バイルビジネスにおける豊富な業務経験、効率的なキャリアショップ運営体制、付加価値の高い法人
営業力、端末保守事業を中心とした技術力・サポート力と、丸紅グループの持つ総合商社としての営
業力、多岐にわたる事業会社群、取引先との連携・提携により、事業の拡大・発展を図り、当社の企
業価値の向上を目指すことが可能となると考えるに至り、本日開催の取締役会において、公開買付者
による本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議しました。

③ 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

イ 本応募契約

公開買付者の完全親会社である丸紅は、当社の親会社であるNECとの間で、本日付けで本応募契
約を締結したとのことです。本応募契約において、NECは、(ア) 公開買付者による本公開買付けが、
適用ある法令等に従い適法に開始されていること、(イ) 丸紅の表明及び保証について、重大な誤りが
存在しないこと(注1)及び(ウ) 本応募契約に基づき、本公開買付けの開始日までに丸紅が履行し
又は遵守すべき義務に重大な違反がないこと(注2)を前提条件として、NECの保有する当社普通
株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の合意をしたとのことです。なお、本応募契約上、上
記の前提条件が充足されない場合であっても、NECが自らの裁量で本公開買付けに応募することは
制限されていないとのことです。一方、NECは、公開買付期間末日までの間に、丸紅の表明及び保
証について重大な誤りが存在することが判明した場合、又は本応募契約に基づき丸紅が公開買付期間
末日までに履行し又は遵守すべき義務に重大な違反があった場合には、本公開買付けへの応募を撤回
することができるほか、第三者により当社株式を対象とする公開買付け(以下「対抗公開買付け」と
いいます。)が開始された場合には、丸紅との間で対抗公開買付けへの対応に関して誠実な協議を経て、
対抗公開買付けに応募することができるのとされているとのことです。ただし、NECが買付予定数に
上限が付された対抗公開買付けに応募することができるのは、本公開買付けに応募すること又は本公
開買付けへの応募を継続することがNECの取締役の善管注意義務に違反するおそれが相当程度ある
旨の弁護士からの助言を受けた上でNECが合理的に判断する場合に限られているとのことです。

(注1) 本応募契約において、丸紅は、(ア) 丸紅及び公開買付者の適法かつ有効な設立及び存続、
(イ) 丸紅の本応募契約の締結及び履行のための権利能力及び行為能力の存在、本応募契約の締結及
び履行が丸紅の事業目的の範囲内の行為であること、及び本応募契約の締結及び履行のために必要な
社内手続の履践、(ウ) 丸紅に対する強制執行可能性、(エ) 丸紅及び公開買付者による本応募契約の
締結及び履行のために必要な許認可等の取得、(オ) 本応募契約の締結及び履行についての法令等と
の抵触の不存在、(カ) 丸紅及び公開買付者が本公開買付けにおける買付け等に要する資金の支払い
に足る十分な資金を有していること、(キ) 本公開買付けの結果取得することになる当社株式につい
ての直ちに転売する予定の不存在について表明及び保証を行っているとのことです。

(注2) 本応募契約において、丸紅が本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務としては、
秘密保持義務、公表に先立つ協議・同意取得義務、契約上の地位の譲渡禁止のほか、公開買付者をし
て、当社普通株式の取得に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律
第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第10条第2項に基づく株式
取得に関する計画届出書を公正取引委員会に対して提出させ、その他同法に基づき必要とされる手続
を法令等に定められた期限までに行わせる義務があるとのことです。

ロ 本提携契約

当社は、公開買付者の完全親会社である丸紅との間で、本日付で本提携契約を締結しており、主要な項目の概要は以下のとおりです。

(a) 資本提携及び業務提携の内容

当社が丸紅グループの（ア）移動体通信回線の取次及び移動体通信端末の販売事業、（イ）移動体通信端末の修理に関連する事業、（ウ）当社が運営するショップを活用する事業又はこれに関連する事業、（エ）その他移動体通信端末に関連する事業における中核として当該事業に関する戦略の立案及び遂行、事業計画策定、事業の遂行及び財務管理等を実施し、本公開買付けが成立した場合には、規模を拡大することによるシナジーの獲得、当社及び丸紅グループのノウハウ提供・活用を通じたショップ事業の強化、当社及び丸紅グループの顧客基盤を活用した営業力の強化の実現・遂行に向けて誠実に取り組む。

(b) 当社による本公開買付けへの賛同

当社は、取締役会において本公開買付けに対して賛同する旨の決議を行い、これを公表する。本公開買付け中の事情変更により当社の取締役会が本公開買付けに対する賛同意見の撤回又は変更を行わないことが、当社の取締役の善管注意義務違反になるおそれが高いと客観的に判断され、かつ、当社から丸紅に対して、当該判断の内容及び具体的な理由を記載した書面を交付した場合又は丸紅が本提携契約に定める義務に重大な違反をした場合には、当社は公表した賛同する旨の意見を撤回又は変更することができる。

(c) 完全子会社化の実施及び協力

本公開買付けが成立したものの公開買付者が本公開買付けによって当社普通株式の全部を取得できなかった場合（本公開買付けへの応募株券等の総数が 9,686,172 株未満となった場合を除く。）には、丸紅は、公開買付者をして、全部取得条項付種類株式を用いた手法により、本決済日後約3ヶ月以内を目途に本完全子会社化手続を実施させ、当社は、公開買付者に対して、法令上及び当社の少数株主保護の観点から当社が可能と判断する範囲において最大限協力する。本完全子会社化手続において、本公開買付けに応募しなかった当社の少数株主に対し交付される金銭の額については、本買付価格に当該少数株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた額とする。

(d) 役員のパ遣等

丸紅は、本公開買付けが成立し、かつその決済が行われた場合、丸紅指名取締役（常勤取締役2名、非常勤代表取締役会長1名及び非常勤取締役3名）及び常勤監査役又は非常勤監査役1名を指名する。当社は、本公開買付けが成立した場合には、当社が、本臨時株主総会において、（ア）当社の定款に定める取締役の員数の上限を撤廃し、下限を3名以上とすることに係る定款変更議案、（イ）丸紅指名取締役の選任に関する議案及び（ウ）丸紅の指名する監査役1名の選任に関する議案等を上程するとともに、本臨時株主総会終結時点において丸紅指名取締役が当社の取締役会の過半数となるよう、必要な人数の当社の取締役（丸紅指名取締役を除く。）をして、当社の取締役を退任させる。

丸紅は、公開買付者をして、本提携契約締結日現在の当社の取締役（NECから派遣された取締役及び本臨時株主総会終結時点までに退任する取締役を除く。）及び執行役員については、引き続きその任務に当たらせるものとする。

(e) 従業員の処遇

当社及び丸紅は、本公開買付けが成立した場合（本公開買付けへの応募株券等の総数が 9,686,172 株以上であるか否かを問わない。）、本決済日から少なくとも2年間、本決済日における当社の従業員全員について、その雇用を継続させ、また、その雇用条件を従業員に実質的に不利益に変更させない。なお、疑義を避けるために付言すると、当社の就業規則等に基づき合理的に行われる就業の場所及び従事する業務の内容の変更は、雇用条件の実質的に不利益な変更には該当しない。

(f) 承諾事項

当社は、本完全子会社化手続完了日までの間、次に掲げる事項を行う場合には、予め丸紅の承諾を得るものとする。

- (ア) 剰余金の配当等（ただし、当社の第 41 期期末の剰余金配当は除く。）
- (イ) 資本構成の変更
- (ウ) 1 件 1 億円以上の資産の譲渡又は担保提供、借入
- (エ) 組織再編行為
- (オ) 上記（ア）から（エ）の他当社及びその子会社の通常業務の範囲（1 件 1 億円以上の出捐を伴うか否かを目安とする。）を超える行為又はこれらの財政状態、経営成績又はキャッシュフローに 1 億円以上の重大な影響を及ぼす可能性のある行為

(3) 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び公開買付者は、当社の親会社である N E C が丸紅と本応募契約を締結していることを踏まえ、本公開買付けの公正性を担保すべく、以下のような措置を実施しました。なお、以下の記述中の公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

① 公開買付者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

公開買付者の完全親会社である丸紅は、本買付価格を決定するに際して参考にするため、公開買付者、丸紅、当社及び N E C から独立した第三者算定機関として有限責任監査法人トーマツ（以下「トーマツ」といいます。）に対し、当社普通株式の価値算定を依頼したとのことです（なお、トーマツは、公開買付者、丸紅、当社及び N E C の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。）。

トーマツは、下記（注）の前提条件その他一定の前提条件のもと、市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて当社普通株式の価値算定を行い、丸紅はトーマツから平成 25 年 4 月 25 日に当社普通株式の価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得したとのことです。上記各手法において算定された当社普通株式の 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

| 算定手法 | 当社普通株式の 1 株当たりの価値範囲 |
|---------|---------------------|
| 市場株価法 | 3,648 円～4,810 円 |
| 類似会社比較法 | 5,097 円～6,267 円 |
| DCF法 | 4,971 円～6,613 円 |

市場株価法では、平成 25 年 3 月 26 日に一部報道機関から本件に関連する憶測報道がなされたことにより、当社普通株式の市場株価が急騰したことから、その株価への影響を排除するため、上記憶測報道がなされる前日（平成 25 年 3 月 25 日）を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社の直近 6 ヶ月終値単純平均値（3,648 円）、直近 3 ヶ月終値単純平均値（4,085 円）、直近 1 ヶ月終値単純平均値（4,404 円）、基準日単純終値（4,810 円）を基に当社普通株式の 1 株当たりの価値を、3,648 円から 4,810 円までと算定しているとのことです。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社普通株式の 1 株当たりの価値を、5,097 円から 6,267 円までと算定しているとのことです。

DCF法では、当社の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 25 年 3 月期以降の当社の収益予測に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を算定し、当社普通株式の 1 株当たりの価値を、4,971 円から 6,613 円までと算定しているとのことです。なお、当社が公開買付者及びトーマツに提出した当社の事業計画には、大幅な増減益は見込まれておりません。また、当社とのシナジー効果については、事業計画には織り込んでおりません。

また、公開買付者の完全親会社である丸紅は、平成 25 年 4 月 25 日付けで、公開買付者、丸紅、当社及びNECから独立したデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社（以下「デロイトトーマツ」といいます。）から、下記（注）の前提条件その他一定の前提条件のもとに、本買付価格が公開買付者の完全親会社である丸紅にとって財務的観点より公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しているとのことです（なお、デロイトトーマツは、公開買付者、丸紅、当社及びNECの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。）。

公開買付者及び公開買付者の完全親会社である丸紅は、トーマツから取得した株式価値算定書記載の算定結果及びデロイトトーマツから取得した意見書を参考にし、NECとの間における価格交渉の内容、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社普通株式の市場株価動向及び本公開買付けに対する応募株券等の総数の見直し等を総合的に勘案し、最終的に本日の取締役会決議において、本買付価格を 5,510 円と決定したとのことです。

本買付価格である 5,510 円は、本公開買付け公表日の前営業日である平成 25 年 4 月 25 日の東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の普通取引終値の 5,410 円に対して 1.8%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた金額、過去 1 週間（平成 25 年 4 月 19 日から平成 25 年 4 月 25 日まで）の普通取引終値の単純平均値 5,800 円（小数点以下四捨五入）に対して 5.0%（小数点以下第二位四捨五入）のディスカウントをした金額、過去 1 ヶ月間（平成 25 年 3 月 26 日から平成 25 年 4 月 25 日まで）の普通取引終値の単純平均値 6,193 円（小数点以下四捨五入）に対して 11.0%（小数点以下第二位四捨五入）のディスカウントをした金額、過去 3 ヶ月間（平成 25 年 1 月 28 日から平成 25 年 4 月 25 日まで）の普通取引終値の単純平均値 4,969 円（小数点以下四捨五入）に対して 10.9%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた金額、過去 6 ヶ月間（平成 24 年 10 月 26 日から平成 25 年 4 月 25 日まで）の普通取引終値の単純平均値 4,230 円（小数点以下四捨五入）に対して 30.2%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額とのことです。なお、東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値は、平成 25 年 3 月 25 日に 4,810 円であったのに対して、本件に関する平成 25 年 3 月 26 日の報道があり、平成 25 年 3 月 27 日には 6,450 円となりました。その後、上下変動を経て、平成 25 年 4 月 22 日の当社普通株式の終値は 6,410 円となりましたが、本件に関して平成 25 年 4 月 23 日にも報道がなされた結果、平成 25 年 4 月 23 日の当社普通株式の終値は 5,410 円となり、その後、平成 25 年 4 月 25 日の当社普通株式の終値は 5,410 円となっておりますが、これに当該報道等の要因がどの程度織り込まれているのかは必ずしも定かではありません。ご参考までに、本件に関する報道が最初になされた日の前営業日である平成 25 年 3 月 25 日から遡る過去 1 ヶ月間（平成 25 年 2 月 26 日から平成 25 年 3 月 25 日まで）の普通取引終値の単純平均値 4,404 円（小数点以下四捨五入）に対して 25.1%（小数点以下第二位四捨五入）、過去 3 ヶ月間（平成 24 年 12 月 26 日から平成 25 年 3 月 25 日まで）の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値の単純平均値 4,085 円（小数点以下四捨五入）に対して 34.9%（小数点以下第二位四捨五入）、過去 6 ヶ月間（平成 24 年 9 月 26 日から平成 25 年 3 月 25 日まで）の普通取引終値の単純平均値 3,648 円（小数点以下四捨五入）に対して 51.0%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となるとのことです。

（注）トーマツは、上記株式価値算定書の提出に際し、また、デロイトトーマツは、上記意見書の

提出及び意見書に記載された意見の表明に際し、公開買付者から提供を受けた公開買付者及び当社の情報及び一般に公表された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。また、当社とその関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に鑑定、評価又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。公開買付者及び当社から提出された財務予測については、公開買付者及び当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

当社の取締役会は、公開買付者から提示された本買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、本公開買付けに関し独立性を有する第三者算定機関であるGCAサヴィアン株式会社（以下「GCAサヴィアン」といいます。）に当社の普通株式の価値の算定を依頼し、本日付で株式価値算定書を取得しました。

GCAサヴィアンは、当社の普通株式の価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、当社の経営陣（NECから派遣されている松倉肇氏及び木下肇氏を除く）から事業の現状及び将来の見通し等の情報を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、当社の普通株式の価値算定を行っています。

GCAサヴィアンは、複数の株式価値算定手法の中から当社の普通株式の価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社の普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて、当社の普通株式の価値を算定しています。GCAサヴィアンが上記各手法に基づき算定した当社の普通株式の1株当たりの価値はそれぞれ以下のとおりです。

| 算定手法 | 1株当たり価値の算定レンジ |
|---------|---------------|
| 市場株価法 | 3,810円～4,835円 |
| 類似会社比較法 | 3,378円～5,326円 |
| DCF法 | 5,301円～6,502円 |

市場株価法では、最近における当社普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、本公開買付けに関する一部報道機関による憶測報道がなされた平成25年3月26日の前営業日である平成25年3月25日を評価基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の評価基準日の出来高加重平均値4,835円（小数点以下四捨五入、以下同じとします。）、評価基準日からそれぞれ遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の出来高加重平均値（それぞれ4,471円、4,133円及び3,810円）を基に、当社普通株式の1株当たりの価値を、3,810円から4,835円までと算定しております。

類似会社比較法では、当社と類似する比較上場企業の公表財務情報及び市場株価に基づいて当社の普通株式の価値を分析し、その1株当たりの価値を、3,378円から5,326円までと算定しております。

DCF法では、GCAサヴィアンは、当社の事業計画をもとに、直近までの業績の動向、一般に公開化された情報等の諸要素を考慮した平成26年3月期以降の当社スタンドアロンの収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて事業価値及び株式価値を分析し、当社の普通株式の1株当たりの価値を、5,301円から6,502円までと算定しております。なお、当社がGCAサヴィアンに提出した当社の事業計画では、大幅な増減益は見込まれておりません。

以上より、GCAサヴィアンから当社が取得した株式価値算定書においては、当社普通株式の1株当たりの価値の算定結果のレンジは、市場株価法では3,810円から4,835円、類似会社比較法では

3,378円から5,326円、DCF法では5,301円から6,502円と算定されております。

なお、当社はGCAサヴィアンから本買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）（以下「GCAS意見書」といいます。）を本日付けで取得しております。

GCAサヴィアンは、丸紅、公開買付者、NEC及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

（注）GCAサヴィアンは、株式価値算定書及びGCAS意見書の提出、当該株式価値算定書及びGCAS意見書に記載された意見の表明（以下「本意見表明」といいます。）並びにそれらの基礎となる当社株式価値の分析・算定に際し、当社から提出を受け又は当社と協議した情報、一般に公開された情報及びGCAサヴィアンが検討の対象とした又はGCAサヴィアンのために当社により検討されたその他一切の情報が、全て正確かつ完全なものであり、誤解を生じさせるものでないこと等を前提としてこれらに依拠しており、独自にこれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、独自にその検証を行う責任も義務も負っておりません。さらに、GCAサヴィアンは、当社株式価値の分析・算定に際し、当社の経営陣その他の担当者の説明を信頼し、それを本意見表明の前提としております。

GCAサヴィアンは、当社の株式価値の分析及び検討に重大な影響を与える可能性がある事実又は事項でGCAサヴィアンに対して未開示の事実又は事項がないことを前提としており、本意見表明がされた日（以下「本意見表明日」といいます。）時点で開示のない事実又は事項及び本意見表明日以降に発生する事実又は事項によっては、それらの事実又は事項が、本意見表明の基礎となる当社の株式価値の評価結果に影響を与える可能性があります。

GCAサヴィアンは、当社の資産及び負債（簿外の資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）につき独立した評価又は査定を行っておらず、かつ第三者機関からの評価又は査定はGCAサヴィアンに提出されておりません。

GCAサヴィアンは、当社の事業計画その他業績見通しに関する情報が、当社の経営陣により本意見表明日時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成され、かつ、その予測に従って当社の損益状況が推移することを前提にし、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法に基づき当社の株式価値を分析しております。事業計画等において前提とした今後予測される事態や環境が事業計画等の前提どおりにはならず、予測と実際の結果の差異が当社の株式価値に対して影響を与えることがありますが、GCAサヴィアンが本意見表明を行うにあたって実施した分析は、こうした事業計画等の現実性の審査を目的としておらず、当該事業計画等又はそれらの根拠となった前提については、何ら意見を表明するものではなく、何ら保証するものでもありません。

GCAサヴィアンは、法律、会計又は税務の専門家ではなく、本意見表明を行うに当たり、本取引の適法性・有効性及び会計・税務上の処理の妥当性について独自に検討及び分析を行っておらず、本取引が全ての法律上、会計上又は税務上の適正な手続を経て、適切かつ有効に実行されることを前提としています。また、本取引の実行による当社、その他の取引関係者に対する課税関係については考慮しておりません。

本意見表明は、本取引の実行並びに今後の事業継続に必要な一切の政府その他による同意又は許認可が、その時期又は条件等を含め、本取引を実行した場合に当社の事業の予測される財務状況に負の影響を与えることなく得られるものであることを前提としており、GCAサヴィアンはこれらについて独自の調査を行う義務を負うものではありません。

本意見表明は、本買付価格が当社の株主の皆様にとって財務的な見地から妥当であるか否かを、本意見表明日現在の市場、経済、金融その他の環境状況に基づいて意見表明したものであり、また、本意見表明日までにGCAサヴィアンに提供され又はGCAサヴィアンが入手した情報に基づいたものです。今後の状況の変化により本意見表明の内容が影響を受けることがありますが、GCAサヴィアンはその意見を修正、変更又は補足する義務を負いません。また、本意見表明は本書に明示的に記載

された事項以外、本意見表明日以降の事象に関して何ら意見を推論させ、示唆するものではありません。

本意見表明は、当社の取締役会が本公開買付けを検討する際の参考情報として提供されるものであり、他のいかなる目的のためにも、また他のいかなる者によっても、依拠又は使用することはできません。特に、本意見表明はG C Aサヴィアンが当社取締役会又は当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応じるべきか否かについて意見を提供するものではなく、また本公開買付けへの賛同及び応募並びに完全子会社化手続への賛同そのものを推奨するものではありません。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本取引に係る審議に慎重を期し、当社の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、丸紅、公開買付者、NEC及び当社から独立したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所を選任し、本取引に対する当社の取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けています。

④ 支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

当社は、本公開買付けを含む本取引を検討するに当たって、丸紅、公開買付者及び当社の支配株主（東京証券取引所の定める有価証券上場規程第2条第42号の2及び同施行規則第3条の2において定義されます。以下同じです。）であるNEC及び当社との間に利害関係のない外部の有識者であり、上記「③ 当社における独立した法律事務所からの助言」に記載のとおり、当社のリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所に所属する葉玉匡美弁護士に対し、(a) 本取引の目的の正当性、(b) 本取引に係る交渉過程の手続の公正性、(c) 本取引により株主に交付される対価の妥当性、及び(d) 本取引が当社の少数株主にとって不利益であるか否かについて諮問し、これらの点についての意見書を当社に提出することを委嘱いたしました。

葉玉匡美弁護士は、当社及び当社のフィナンシャル・アドバイザーであるG C Aサヴィアンから、丸紅による当社への提案内容、本公開買付け及び下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本公開買付け後に予定される一連の手続の目的及びこれにより向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的内容等についての説明を受け、またG C Aサヴィアンが当社に対して提出した株式価値算定書及びG C A S意見書を参考にした上で、上記諮問事項に関する質疑応答を行いました。

葉玉匡美弁護士は、かかる経緯のもと、これらの検討結果を前提に上記諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、(ア) 上記「(2) ②公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載された本取引の目的は正当であると認められること、(イ) 丸紅は公正な入札プロセスを通じて買付候補者に選定されたこと、(ウ) 本取引における当社取締役会の意思決定の公正性を担保し、利益相反を回避するために、上記「② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」及び「③ 当社における独立した法律事務所からの助言」に記載の各措置が実施されていること、並びに(エ) 本公開買付け後において予定されている本完全子会社化手続において、当社の各株主様に対して交付される金銭の額が、本買付価格に当該株主の皆様が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨が明示されていることなどを踏まえ、本日、当社に対して、(a) 本取引は当社の企業価値の向上を目的として行われるものであると認められ、本取引の目的は正当であり、(b) 本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、また、(c) 本取引により株主に交付される対価は妥当であり、(d) 本取引は当社の少数株主にとって不利益ではないと認められる旨を内容とする意見書を提出いたしました。なお、当該意見書は、本公開買付けが成立した後に、公開買付者が当社の支配株主に該当し、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の当社を非公開化するための手続が支配株主との重要な取引等に該当することとなった場合における、支配株主との重要な取引等についての決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないこ

とに関する意見を兼ねております。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意

当社は、本日開催の当社取締役会において、当社の企業価値の向上に関する検討、公開買付者の意向、上記「②当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」記載の株式価値算定書及びG C A S意見書、上記「③当社における独立した法律事務所からの助言」に記載の法的助言、上記「④ 支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手」記載の意見書を踏まえたうえで、本公開買付けの諸条件、本提携契約による丸紅グループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、公開買付者との間でより強固な提携関係を構築することが、当社の企業価値の向上に資するものと判断し、本公開買付けに賛同する旨を決議しております。一方で、本買付価格は、上記「②当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」記載の株式価値算定書の算定結果及びG C A S意見書に照らして妥当な水準ではあると考えるものの、直近1ヵ月前後の市場株価を下回っているという状況に鑑みて、本買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

上記当社取締役会においては、当社の取締役のうち松倉肇氏及び木下肇氏の2名は、本公開買付けに関し丸紅との間で本応募契約を締結しているNECから派遣された役員であるため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けを含む本取引に関する審議及び決議には一切参加しておりません。当該取締役会においては、当該2名を除く7名（うち2名は独立した社外取締役）の取締役が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨、本買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本提携契約を締結する旨の決議を行っております。また、当該取締役会には、当社の監査役のうちNECから派遣された役員である川上耕毅氏を除く監査役3名（うち1名は独立した社外監査役）が出席し、本公開買付けに賛同すること、本買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねること及び本提携契約を締結することについて異議がない旨の意見を全員が述べております。

⑥ 公開買付価格の公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様は本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保しているとのことです。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、公開買付者より、本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、上記「(2) ① 公開買付けの概要」に記載のとおり、当社普通株式の全てを取得する予定であり、本公開買付けにより、公開買付者が当社普通株式の全てを取得できなかった場合であって、応募比率が3分の2（株式数にして9,686,172株）以上に達した場合には、平成25年9月中を目処に、以下の方法により、公開買付者が当社普通株式の全てを取得することを企図しているとのことです。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、①当社の定款の一部を変更して、当社において普通株式とは別個の種類株式を発行できるようにすることで、当社を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）の規定する種類株式発行会社とすること、②当社の定款の一部を変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付すこと、及び③当社の当該株式の全て（当

社が保有する自己株式を除きます。)を取得し、当該取得と引換えに別個の種類の本社株式を交付することを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを当社に要請する予定とのことです。

また、かかる手続の実行に際して、本臨時株主総会において上記①の付議議案に対するご承認をいただきますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②の定款の一部変更については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容としての全部取得条項が付されることになる当社の普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする、種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)の決議が必要となるため、公開買付者は当社に対し、本臨時株主総会と同日に、上記②の定款一部変更を付議議案に含む本種類株主総会を開催することを要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、その全て(当社が保有する自己株式を除きます。)が当社に取得されることとなり、当社の株主の皆様には当該取得の対価として別個の種類の本社株式が交付されることとなりますが、当社の株主の皆様のうち交付されるべき当該別個の種類の本社株式の数が 1 株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する当該別個の種類の本社株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。

なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の本社株式の売却の結果、当該株主に対して交付される金銭の額については、本買付価格に当該各株主が保有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本日現在未定であります。公開買付者が当社の保有する自己株式を除く発行済株式の全部を保有することとなるよう、公開買付者以外の本公開買付けに応募されなかった当社株式の株主(公開買付者を除きます。)の皆様に対し交付しなければならない当社株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定する予定であります。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおける応募比率が 3 分の 2 (株式数にして 9,686,172 株)以上に達した場合には、本完全子会社化手続を実施いたしますが、応募比率が 3 分の 2 未満となった場合においては、本完全子会社化手続の実施を見合わせる予定とのことです。この場合における当社普通株式の追加取得の予定につきましては、現在決定している事項はないとのことです。

また、応募比率が 3 分の 2 以上に達した場合であっても、上記の方法については、関係法令についての当局の解釈、並びに本公開買付け後の公開買付者の株式の保有状況及び公開買付者以外の本社の株主の皆様による株式の保有状況等によっては、実施に時間を要し、又は、それと概ね同等の効果を有する他の方法に変更する可能性があるとのことです。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった本社の株主の皆様に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当社の各株主に交付されることになる金銭の額についても、本買付価格に当該各株主が保有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるように算定する予定とのことです。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、(a) 上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様はその保有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(b) 上記③の全部取得条項が付された当社普通株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。これらの(a)又は(b)の方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。なお、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第 117 条第 2 項に基づく買取価格決定の申立て適格を欠くと判断される可能性があります。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様のご賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付け又は上記手続による金銭等の受領、及び株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、株主の皆様において自らの責任にて税理

士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 当社株式が上場廃止となる見込みがある旨及びその理由について

当社普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があるとのことです。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立し、その後上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社普通株式の全ての取得を目的とした手続を実施することを予定しているため、その場合、当社普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。これに対し、応募比率が3分の2（株式数にして9,686,172株）に到達せず、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本完全子会社化手続を見合わせる場合、当社普通株式は東京証券取引所市場第一部において上場を維持する予定とのことです。

なお、上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所市場第一部において取引することができなくなり、また、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本完全子会社化手続が実行される場合、全部取得条項が付された当社の普通株式の対価として交付されることとなる別の種類の当社の株式の上場申請は行われたい予定とのことです。

3. 公開買付者と当社の株主等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項
該当事項はありません。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容
該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針
該当事項はありません。

6. 公開買付者に対する質問
該当事項はありません。

7. 公開買付期間の延長請求
該当事項はありません。

8. 今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、「2. (2) 意見の根拠及び理由」「2. (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び「2. (5) 当社株式が上場廃止となる見込みがある旨及びその理由について」をご参照ください。

(2) 今後の業績の見通し

本公開買付けが当社の業績に与える影響については、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

9. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

公開買付者は、当社の支配株主であるNECと本応募契約を締結しており、同社から当社普通株式を取得することを前提に本公開買付けを行うことから、当社取締役会による本公開買付けに対する意見表明は、支配株主との重要な取引等に該当します。当社が、平成24年6月19日に開示したコーポレート・

ガバナンス報告書で示している当社の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本取引における適合状況は以下のとおりです。

当社は、本公開買付けを含む本取引に関して、上記「2.（3）買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、①独立した第三者算定機関から株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンを取得し、②独立した法律事務所から助言を受け、③支配株主との間に利害関係を有しない者からの意見を入手し、④本公開買付けに係る意見表明について利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意を得ており、当社の意思決定における支配株主からの独立性は十分に確保しており、上記指針に適合していると考えております。

なお、平成24年6月19日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している当社の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

「当社は、親会社との取引条件についても、一般の取引先と同様に市場価格等を参考とした合理的な範囲で決定しております。また、重要性の高い取引については、必要に応じて社内規程等に基づく承認を経て取引条件を決定しております。」

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「2.（3）買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

上記「2.（3）④支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手」に記載のとおり、当社は、本日、丸紅、公開買付者、NEC及び当社との間に利害関係を有しない外部の有識者である葉玉匡美弁護士から、(a)本取引は当社の企業価値の向上を目的として行われるものであると認められ、本取引の目的は正当であり、(b)本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、また、(c)本取引により株主に交付される対価は妥当であり、(d)本取引は当社の少数株主にとって不利益ではないと認められる旨を内容とする意見書を入手しております。なお、当該意見書は、本公開買付けが成立した後に、公開買付者が当社の支配株主に該当し、上記「2.（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の当社を非公開化するための手続が支配株主との重要な取引等に該当することとなった場合における、支配株主との重要な取引等についての決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見を兼ねております。

II. 本提携契約について

1. 資本業務提携の理由

上記「I. 2.（2）意見の根拠及び理由」をご参照ください。

2. 資本業務提携の内容等

(1) 資本業務提携の内容

上記「I. 2.（2）③ロ 本提携契約」をご参照ください。

(2) 丸紅の完全子会社である公開買付者が本公開買付けにより新たに取得する株式の数等

| | |
|----------|---------------------------|
| 買付予定数 | 14,529,257株（所有割合：100.00%） |
| 買付予定数の下限 | 7,410,000株（所有割合：51.00%） |
| 買付予定数の上限 | — |

3. 資本業務提携の相手先の概要

| | | | |
|---------------------------------|--|---------------------|----------------------|
| (1) 名 称 | 丸紅株式会社 | | |
| (2) 所 在 地 | 東京都千代田区大手町一丁目4番2号 | | |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 取締役社長 國分文也 | | |
| (4) 事 業 内 容 | 食料、繊維、資材、紙パルプ、化学品、エネルギー、金属、機械、金融、物流、情報関連、開発建設その他の広範な分野における、輸出入（外国間取引を含む）及び国内取引の他、各種サービス業務、内外事業投資や資源開発等 | | |
| (5) 資 本 金 | 262,686 百万円（平成24年12月31日現在） | | |
| (6) 設 立 年 月 日 | 昭和24年12月1日 | | |
| (7) 大株主及び持株比率 （平成24年9月30日現在） | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 7.38% | |
| | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 5.06% | |
| | 株式会社損害保険ジャパン | 3.23% | |
| | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9） | 2.65% | |
| | 明治安田生命保険相互会社 （常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社） | 2.41% | |
| | SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS （常任代理人 香港上海銀行東京支店カスタディ業務部） | 2.27% | |
| | ジェーピー モルガン チェースバンク 380055 （常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部） | 2.25% | |
| | 東京海上日動火災保険株式会社 | 2.01% | |
| | 株式会社みずほコーポレート銀行 （常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社） | 1.73% | |
| | 日本生命保険相互会社 | 1.50% | |
| (8) 当社と当該会社との間の関係 | | | |
| | 資 本 関 係 | 該当事項はありません。 | |
| | 人 的 関 係 | 該当事項はありません。 | |
| | 取 引 関 係 | 該当事項はありません。 | |
| | 関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況 | 該当事項はありません。 | |
| (9) 当該会社の最近3年間の連結財政状態及び連結経営成績 | | | |
| 決 算 期 | 平成22年3月期 | 平成23年3月期 | 平成24年3月期 |
| 連 結 純 資 産 | 799,746 百万円 | 831,730 百万円 | 915,770 百万円 |
| 連 結 総 資 産 | 4,586,572 百万円 | 4,679,089 百万円 | 5,129,887 百万円 |
| 1株当たり株主資本 | 429.20 円 | 445.52 円 | 490.83 円 |
| 連 結 売 上 高 | 7,965,055 百万円 | 9,020,468 百万円 | 10,584,393 百万円 |
| 連 結 営 業 利 益 | 118,926 百万円 | 145,774 百万円 | 157,315 百万円 |
| 連 結 税 引 前 当 期 純 利 益 | 166,427 百万円 | 207,217 百万円 | 260,983 百万円 |
| 連 結 当 期 純 利 益 | 95,312 百万円 | 136,541 百万円 | 172,125 百万円 |
| 1株当たり連結当期純利益 | 54.89 円 | 78.63 円 | 99.13 円 |
| 1株当たり配当額 （うち1株当たり 中間配当額） | 8.50 円 (3.50 円) | 12.00 円 (5.50 円) | 20.00 円 (10.00 円) |

4. 今後の日程

| | |
|----------------------------|-----------------|
| (1) 平成 25 年 4 月 26 日 (金曜日) | 取締役会決議、本提携契約の締結 |
| (2) 平成 25 年 4 月 30 日 (火曜日) | 本公開買付けの開始 |
| (3) 平成 25 年 6 月 12 日 (水曜日) | 本公開買付けの終了 |
| (4) 平成 25 年 6 月 13 日 (木曜日) | 本公開買付けの結果の公表 |

5. 今後の見通し

当社の連結業績への影響については現在精査中であり、今後、業績予想の修正の必要性及び公表すべき事実が生じた場合には、速やかに公表いたします。

以 上

○ (参考) 丸紅株式会社の完全子会社であるMXホールディングス株式会社によるNECモバイルリング株式会社株式に対する公開買付けの開始及び丸紅株式会社とNECモバイルリング株式会社との資本業務提携契約締結に関するお知らせ



平成 25 年 4 月 26 日

各 位

会社名 丸 紅 株 式 会 社
代表者名 取 締 役 社 長 國 分 文 也
(コード番号 8002 東証第 1 部)
問合せ先 広報部報道課長 花田 多雄
(TEL 03-3282-4805)

会社名 MXホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 浅原 多加夫

丸紅株式会社の完全子会社である
MXホールディングス株式会社によるNECモバイルリング株式会社株式に対する
公開買付けの開始及び
丸紅株式会社とNECモバイルリング株式会社との資本業務提携契約締結に関するお知らせ

丸紅株式会社（以下「丸紅」といいます。）及び 100%子会社であるMXホールディングス株式会社（以下「MXホールディングス」又は「公開買付者」といいます。）は、本日の各社取締役会決議において、MXホールディングスが、NECモバイルリング株式会社（コード番号 9430、株式会社東京証券取引所市場第一部、以下「対象者」といいます。）の普通株式の全てを公開買付けにより取得すること（以下「本公開買付け」といいます。）及び丸紅と対象者との間で本日付で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

I. 本公開買付けについて

1. MXホールディングスの概要

| | |
|-------------------|------------------------------------|
| 所 在 地 | 東京都港区赤坂四丁目 15 番 1 号 赤坂ガーデンシティ 15 階 |
| 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名 | 代表取締役社長 浅原 多加夫 |
| 事 業 内 容 | 携帯電話販売を中心としたモバイルビジネスの運営事業等 |
| 資 本 金 | 1 円（本日現在） |

2. 買付け等の目的等

(1) 公開買付けの概要

公開買付者は、本日現在において、丸紅が、その発行済株式の全てを保有する株式会社です。

この度、公開買付者は、本日の取締役会決議において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している対象者の発行済普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を 7,410,000 株（対象者の親会社である日本電気株式会社（以下「NEC」といいます。）が本日現在所有する株式数に相当し、対象者が平成 25 年 2 月 7 日に提出し

た第41期第3四半期報告書（以下「対象者第41期第3四半期報告書」といいます。）に記載された平成24年12月31日現在の対象者普通株式の発行済株式総数（14,529,400株）に占める割合（以下「所有割合」といいます。）にして51.00%（小数点以下第三位を四捨五入。以下比率の計算において、特に別の取扱いを定めていない限り、同様に計算しております。）となります。）としており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には応募株券等の全部の買付けを行いません。一方、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設けておりませんので、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合には、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。本公開買付けにより、公開買付者が対象者普通株式の全てを取得できなかった場合であって、かつ、対象者第41期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者普通株式の発行済株式総数（14,529,400株）から対象者第41期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者が保有する自己株式（143株）を控除した数（14,529,257株）に占める応募株券等の総数の比率（以下「応募比率」といいます。）が3分の2（株式数にして9,686,172株）以上に達した場合には、後記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載されている対象者を完全子会社化するための各手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）を実施する予定です。なお、応募比率が3分の2未満となった場合においては、本完全子会社化手続の実施を見合わせ、対象者普通株式は東京証券取引所市場第一部において上場を維持する予定です。

なお、直近1ヵ月前後の対象者普通株式の市場株価の急騰を受け、本公開買付けにおける対象者普通株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本買付価格」といいます。）は直近1ヵ月前後の市場株価を下回っておりますが、かかる対象者普通株式の市場株価の急騰は、平成25年3月26日に一部報道機関から本件に関する憶測報道がなされたことによるものと推測されます（なお、当該報道以降の対象者普通株式の市場株価の変動については、後記「(6)買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「①公開買付者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」の記載もご参照ください。）。)

また、公開買付者の完全親会社である丸紅は、対象者普通株式7,410,000株（所有割合にして51.00%）を所有するNECとの間で、本日付で本公開買付けの実施及び株券の応募に関する契約書（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、NECがその所有する対象者普通株式の全てを、本公開買付けに応募する旨の合意をしております（本応募契約の概要については、後記「(3)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「①本応募契約」をご参照下さい。）。)

なお、対象者によれば、対象者は、本日開催の取締役会において、対象者の企業価値の向上に関する検討、公開買付者の意向、後記「(6)買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載の株式価値算定書及びGCS意見書（後記「(6)買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に定義されます。以下同じです。）、後記「(6)買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載の法的助言、後記「(6)買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手」記載の意見書を踏まえたうえで、本公開買付けの諸条件、本資本業務提携契約（本資本業務提携契約の概要については、後記「(3)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「②本資本業務提携契約」をご参照ください。）による丸紅及びその連結対象会社（以下「丸紅グループ」と総称します。）とのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、公開買付者との間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値の向上に資するものと判断し、本公開買付けに賛同する旨を決議したとのことです。一方で、本買付価格は、後記「(6)買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保す

るための措置」の「②対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載の株式価値算定書の算定結果及びG C A S 意見書に照らして妥当な水準ではあると考えるものの、直近1ヵ月前後の市場株価を下回っているという状況に鑑みて、本買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

上記対象者取締役会においては、対象者の取締役のうち松倉肇氏及び木下肇氏の2名（以下「NEC派遣取締役」と総称します。）は、本公開買付けに関し丸紅との間で本応募契約を締結しているNECから派遣された役員であるため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付け及び本完全子会社化手続に関する審議及び決議には一切参加しておりません。当該取締役会においては、NEC派遣取締役を除く7名（うち2名は独立した社外取締役）の取締役が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨、本買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本資本業務提携契約を締結する旨の決議を行ったとのことです。また、当該取締役会には、対象者の監査役のうち本公開買付けに関し丸紅との間で本応募契約を締結しているNECから派遣された役員である川上耕毅氏を除く監査役3名（うち1名は独立した社外監査役）が出席し、本公開買付けに賛同すること、本買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねること及び本資本業務提携契約を締結することについて異議がない旨の意見を全員が述べているとのことです。

（2）本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者の完全親会社である丸紅及び丸紅グループは、総合商社として各種物品の売買及び貿易業を主たる事業として行っており、全世界にまたがる営業拠点及びその情報ネットワークを活用し、あらゆる分野にわたる事業展開を行っております。加えて、取引先に対する各種ファイナンスの提供、各種プロジェクトのオーガナイザーとしての機能の発揮、資源開発や先端技術分野への事業投資等多角的な取り組みを行っております。

丸紅はこれらの事業を、食料、エネルギー・化学品、金属、機械、生活産業の5グループと、その傘下に位置する12営業部門を中心に推進しております。生活産業グループの中の情報・金融・不動産部門では、ICT（Information and Communication Technology：情報や通信に関する技術の総称）分野への取り組みに注力しており、中でも携帯電話販売や携帯電話端末を活用した各種ソリューション・サービスの提供を行うモバイルビジネスを最重点注力分野の一つに据えております。携帯電話販売市場は、対人口普及率が1人1台以上の時代を迎えているものの、スマートフォン、タブレット端末をはじめデジタルフォトパネル等の周辺機器、或いは機器向けの通信モジュール等の新たな回線需要が期待でき、更に法人企業におけるスマートデバイスの業務用利用が益々本格化することからも、一層の需要増が期待されております。その中で、丸紅は対象者と同種の事業を営む丸紅テレコム株式会社（以下「丸紅テレコム」といいます。）を中核事業体として位置付け、直営キャリアショップ等を通じた一般顧客向け、及び各種の営業活動を通じた法人顧客向けの双方に対し、スマートフォン、タブレット端末等のスマートデバイスの利用特性に則した付加価値の高いサービス・機能を、顧客の意向を踏まえて提案・提供することを志向しております。

一方、対象者は昭和47年、移動無線機器及び通信機器の製造・保守サービス、機器に関する工事の設計、請負、機器及びその部品の販売等に関する業務を目的として設立されました。その後、平成4年に株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（旧商号：エヌ・ティ・ティ中央移動通信株式会社）と携帯電話等の代理店契約を締結し、キャリアショップの運営を開始しました。また、対象者は、平成14年2月に東京証券取引所市場第二部に株式上場を果たし、翌年の平成15年3月には同取引所市場第一部に移行いたしました。このような沿革から、対象者は、保守サービスなどの技術力と販売拠点の両方を有する特色を活かし、次世代の移動通信サービスにも迅速な対応ができる体制を日々強化すると共に、より一層の成長を目指し、事業の発展、業績の向上と企業価値の向上に努めてきました。近年においては、保守サービスなどの技術を基盤としながら、全国に展開しているキャリアショップを中心とする販売拠点を「セールスプラットフォーム」と位置付けて強化・拡大し、モバイルに関連する取扱商材を拡大していくと共に、通信分野の幅広い事業活動を展開

してきました。

このような状況の中、公開買付者の完全親会社である丸紅は、平成24年12月下旬から、対象者の親会社であるNECが、対象者の新たなパートナーを検討するために、その保有する対象者普通株式の譲渡を複数の買付候補者に打診したことに始まる入札プロセスに参加し、NEC及び対象者から提出された対象者の事業・財務・法務等に関する資料の精査、対象者の経営陣との面談等の買取監査（デュー・ディリジェンス）を実施し、フィナンシャル・アドバイザーとして野村證券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を選定した上で、対象者普通株式の取得について分析、検討を進めて参りました。

公開買付者の完全親会社である丸紅は、NECに対して分析、検討を経た本買付価格を含む本公開買付けに関する諸条件を提示し、NECの選考の結果、平成25年4月、最終買付者候補者として選定されました。その後、NEC及び対象者との間で交渉を進めて参りました。その結果、諸条件の合意に至ったことから本日、NECとの間で本応募契約を締結し、また、本日付で、対象者との間で本資本業務提携契約を締結いたしました。本応募契約及び本資本業務提携契約の概要については、後記「(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照下さい。

以上のとおり、公開買付者は対象者を携帯電話販売事業における業界の雄として、モバイルビジネスにおける豊富な業務経験、効率的なキャリアショップ運営体制、付加価値の高い法人営業力、自主性及び創造性のある対象者の役員及び従業員等を、本公開買付け後も尊重される経営の自主性と共に有していると認識しております。そして、対象者を公開買付者の完全子会社とすることにより、公開買付者の完全親会社である丸紅グループ企業との多面的な連携関係を構築し、また、対象者と同じ事業を営む丸紅テレコムとの間で営業面、店舗運営実務面でのノウハウ共有・相互活用を図る相乗効果の追求が可能となります。

対象者を完全子会社化した後は、対象者と丸紅テレコムが重複して保有する機能・資産・契約等を集約し共有しつつ、異なる経営インフラの統一等を進めることで、キャリアショップ運営や法人営業を競争力ある形で一体となって提供する実質的な経営統合メリットの享受を志向する予定です。また、応募比率が3分の2未満となり、対象者普通株式が東京証券取引所市場第一部において上場を維持することとなった場合であっても、当該経営統合メリットを追求していく予定です。

なお、丸紅は、NECとの間において、本公開買付けが成立した場合には、NEC派遣取締役及びNECから派遣されている対象者の監査役1名（川上耕毅氏）に退任していただくことを合意しております。

また、後記「(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「②本資本業務提携契約」に記載のとおり、丸紅は、対象者との間において、本公開買付けが成立し、かつその決済が行われた場合には、対象者が、対象者を公開買付者の完全子会社とするために開催される臨時株主総会（本公開買付けへの応募株券等の総数が9,686,172株未満となった場合には、対象者が本公開買付けの決済日の開始日（以下「本決済日」といいます。）から2か月以内に開催する臨時株主総会。以下「本臨時株主総会」と総称します。）において、①対象者の定款に定める取締役の員数の上限を撤廃し、下限を3名以上とすることに係る定款変更議案、②丸紅が指名する取締役6名（以下「丸紅指名取締役」と総称します。）の選任に関する議案及び③丸紅が指名する監査役1名の選任に関する議案等を上程すること、並びに、本臨時株主総会終結時点において丸紅指名取締役が対象者の取締役会の過半数となるよう、必要な人数の対象者の取締役（丸紅指名取締役を除きます。）に退任していただくことを合意しております。他方で、NEC派遣取締役を除く本資本業務提携契約締結日現在の対象者の取締役（ただし、上記により退任する取締役を除きます。）及び執行役員については、引き続きその任務を遂行していただくことを合意しております。

(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

① 本応募契約

公開買付者の完全親会社である丸紅は、対象者の親会社であるNECとの間で、本日付で本応募契約を締結しております。本応募契約において、NECは、(ア) 公開買付者による本公開買付けが、適用ある法令等に従い適法に開始されていること、(イ) 丸紅の表明及び保証について、重大な誤りが存在しないこと（注1）及び(ウ) 本応募契約に基づき、本公開買付けの開始日までに丸紅が履行し又は遵守すべ

き義務に重大な違反がないこと（注2）を前提条件として、NECの保有する対象者普通株式の全て（以下「応募対象株式」といいます。）について本公開買付けに応募する旨の合意をしております。なお、本応募契約上、上記の前提条件が充足されない場合であっても、NECが自らの裁量で本公開買付けに応募することは制限されておりません。一方、NECは、公開買付期間末日までの間に、丸紅の表明及び保証について重大な誤りが存在することが判明した場合、又は本応募契約に基づき丸紅が公開買付期間末日までに履行し又は遵守すべき義務に重大な違反があった場合には、本公開買付けへの応募を撤回することができるほか、第三者により対象者株式を対象とする公開買付け（以下「対抗公開買付け」といいます。）が開始された場合には、丸紅との間で対抗公開買付けへの対応に関して誠実な協議を経て、対抗公開買付けに応募することができるとされております。ただし、NECが買付予定数に上限が付された対抗公開買付けに応募することができるのは、本公開買付けに応募すること又は本公開買付けへの応募を継続することがNECの取締役の善管注意義務に違反するおそれが相当程度ある旨の弁護士からの助言を受けた上でNECが合理的に判断する場合に限られております。

（注1）本応募契約において、丸紅は、（ア）丸紅及び公開買付者の適法かつ有効な設立及び存続、（イ）丸紅の本応募契約の締結及び履行のための権利能力及び行為能力の存在、本応募契約の締結及び履行が丸紅の事業目的の範囲内の行為であること、及び本応募契約の締結及び履行のために必要な社内手続きの履践、（ウ）丸紅に対する強制執行可能性、（エ）丸紅及び公開買付者による本応募契約の締結及び履行のために必要な許認可等の取得、（オ）本応募契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、（カ）丸紅及び公開買付者による本公開買付けにおける買付け等に要する資金の支払いに足る十分な資金を有していること、（キ）本公開買付けの結果取得することになる対象者株式についての直ちに転売する予定の不存在について表明及び保証を行っております。

（注2）本応募契約において、丸紅が本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務としては、秘密保持義務、公表に先立つ協議・同意取得義務、契約上の地位の譲渡禁止のほか、公開買付者をして、対象者普通株式の取得に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づく株式取得に関する計画届出書を公正取引委員会に対して提出させ、その他同法に基づき必要とされる手続を法令等に定められた期限までに行わせる義務があります。

② 本資本業務提携契約

公開買付者の完全親会社である丸紅は、対象者との間で、本日付けで本資本業務提携契約を締結しており、主要な項目の概要は以下のとおりです。

（a）資本提携及び業務提携の内容

対象者が丸紅グループの（ア）移動体通信回線の取次及び移動体通信端末の販売事業、（イ）移動体通信端末の修理に関連する事業、（ウ）対象者が運営するショップを活用する事業又はこれに関連する事業、（エ）その他移動体通信端末に関連する事業における中核として当該事業に関する戦略の立案及び遂行、事業計画策定、事業の遂行及び財務管理等を実施し、本公開買付けが成立した場合には、規模を拡大することによるシナジーの獲得、対象者及び丸紅グループのノウハウ提供・活用を通じたショップ事業の強化、対象者及び丸紅グループの顧客基盤を活用した営業力の強化の実現・遂行に向けて誠実に取り組む。

（b）対象者による本公開買付けへの賛同

対象者は、取締役会において本公開買付けに対して賛同する旨の決議を行い、これを公表する。本公開買付け中の事情変更により対象者の取締役会が本公開買付けに対する賛同意見の撤回又は変更を行わないことが、対象者の取締役の善管注意義務違反になるおそれが高いと客観的に判断され、かつ、対象者から丸紅に対して、当該判断の内容及び具体的な理由を記載した書面を交付した場合又は丸紅が本資本業務提携契約に定める義務に重大な違反をした場合には、対象者は公表した賛同する旨の意見を撤回又は変更することができる。

(c) 完全子会社化の実施及び協力

本公開買付けが成立したものの公開買付けが本公開買付けによって対象者普通株式の全部を取得できなかった場合（本公開買付けへの応募株券等の総数が 9,686,172 株未満となった場合を除く。）には、丸紅は、公開買付けをして、全部取得条項付種類株式を用いた手法により、本決済日後約 3 ヶ月以内を目途に本完全子会社化手続を実施させ、対象者は、公開買付けに対して、法令上及び対象者の少数株主保護の観点から対象者が可能と判断する範囲において最大限協力する。本完全子会社化手続において、本公開買付けに応募しなかった対象者の少数株主に対し交付される金銭の額については、本買付価格に当該少数株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた額とする。

(d) 役員のパ遣等

丸紅は、本公開買付けが成立し、かつその決済が行われた場合、丸紅指名取締役（常勤取締役 2 名、非常勤代表取締役会長 1 名及び非常勤取締役 3 名）及び常勤監査役又は非常勤監査役 1 名を指名する。対象者は、本公開買付けが成立した場合には、対象者が、本臨時株主総会において、(ア) 対象者の定款に定める取締役の員数の上限を撤廃し、下限を 3 名以上とすることに係る定款変更議案、(イ) 丸紅指名取締役の選任に関する議案及び(ウ) 丸紅の指名する監査役 1 名の選任に関する議案等を上程するとともに、本臨時株主総会終結時点において丸紅指名取締役が対象者の取締役会の過半数となるよう、必要な人数の対象者の取締役（丸紅指名取締役を除く。）をして、対象者の取締役を退任させる。

丸紅は、公開買付けをして、本資本業務提携契約締結日現在の対象者の取締役（NEC 派遣取締役及び上記により退任する取締役を除く。）及び執行役員については、引き続きその任務に当たらせるものとする。

(e) 従業員の処遇

対象者及び丸紅は、本公開買付けが成立した場合（本公開買付けへの応募株券等の総数が 9,686,172 株以上であるか否かを問わない。）、本決済日から少なくとも 2 年間、本決済日における対象者の従業員全員について、その雇用を継続させ、また、その雇用条件を従業員に実質的に不利益に変更させない。なお、疑義を避けるために付言すると、対象者の就業規則等に基づき合理的に行われる就業の場所及び従事する業務の内容の変更は、雇用条件の実質的に不利益な変更には該当しない。

(f) 承諾事項

対象者は、完全子会社化の手続完了日までの間、次に掲げる事項を行う場合には、予め丸紅の承諾を得るものとする。

(ア) 剰余金の配当等（ただし、対象者の第 41 期期末の剰余金配当は除く。）

(イ) 資本構成の変更

(ウ) 1 件 1 億円以上の資産の譲渡又は担保提供、借入

(エ) 組織再編行為

(オ) 上記(ア)から(エ)の他対象者及びその子会社の通常業務の範囲（1 件 1 億円以上の出捐を伴うか否かを目安とする。）を超える行為又はこれらの財政状態、経営成績又はキャッシュフローに 1 億円以上の重大な影響を及ぼす可能性のある行為

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付け者は、前記「(1) 公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者普通株式の全てを取得する予定であり、本公開買付けにより、公開買付け者が対象者普通株式の全てを取得できなかった場合であって、応募比率が 3 分の 2（株式数にして 9,686,172 株）以上に達した場合には、平成 25 年 9 月中を目処に、以下の方法により、公開買付け者が対象者普通株式の全てを取得することを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付け者は、①対象者の定款の一部を変更して、対象者において普通株式とは別個の種類株式を発行できるようにすることで、対象者を会社法（平成 17 年法律第 86

号。その後の改正を含みます。以下同じです。)の規定する種類株式発行会社とすること、②対象者の定款の一部を変更して、全ての対象者普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付すこと、及び③対象者普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに別個の種類の対象者株式を交付することを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを対象者に要請する予定です。

また、かかる手続の実行に際して、本臨時株主総会において上記①の付議議案に対するご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②の定款の一部変更については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容としての全部取得条項が付されることになる対象者普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする、種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)の決議が必要となるため、公開買付者は対象者に対し、本臨時株主総会と同日に、上記②の定款一部変更を付議議案に含む本種類株主総会を開催することを要請する予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者普通株式は全部取得条項が付された上で、その全て(対象者が保有する自己株式を除きます。)が対象者に取得されることとなり、対象者の株主の皆様には当該取得の対価として別個の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の株主の皆様のうち交付されるべき当該別個の種類の対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する当該別個の種類の対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。

なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の対象者株式の売却の結果、当該株主に対して交付される金銭の額については、本買付価格に当該各株主が保有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本日現在未定であります。公開買付者が対象者普通株式の全てを保有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(公開買付者を除きます。)の皆様に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定であります。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおける応募比率が3分の2(株式数にして9,686,172株)以上に達した場合には、本完全子会社化手続を実施いたしますが、応募比率が3分の2未満となった場合においては、本完全子会社化手続の実施を見合わせる予定です。この場合における対象者普通株式の追加取得の予定につきましては、現在決定している事項はありません。

また、応募比率が3分の2以上に達した場合であっても、上記の方法については、関係法令についての当局の解釈、並びに本公開買付け後の公開買付者の株式の保有状況及び公開買付者以外を対象者の株主の皆様による対象者普通株式の保有状況等によっては、実施に時間を要し、又は、それと概ね同等の効果を有する他の方法に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に対象者の各株主に交付されることになる金銭の額についても、本買付価格に当該各株主が保有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるように算定する予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、(a)上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様はその保有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(b)上記③の全部取得条項が付された対象者普通株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。なお、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項に基づく買取価格決定の申立て適格を欠くと判断される可能性があります。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様のご賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付け又は上記手続による金銭等の受領、及び株式買取請求によ

る買取り等の場合の税務上の取扱いについては、株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止になる見込み及びその事由

対象者普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場されていますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立し、その後前記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者普通株式の全ての取得を目的とした手続を実施することを予定しておりますので、その場合、対象者普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。これに対し、応募比率が3分の2（株式数にして9,686,172株）に到達せず、前記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本完全子会社化手続を見合わせる場合、対象者普通株式は東京証券取引所市場第一部において上場を維持する予定です。

なお、上場廃止後は、対象者普通株式を東京証券取引所市場第一部において取引することができなくなります。また、前記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本完全子会社化手続が実行される場合、全部取得条項が付された対象者普通株式の対価として交付されることとなる別の種類の対象者の株式の上場申請は行われたい予定です。

(6) 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び公開買付者の完全親会社である丸紅並びに対象者は、NECが丸紅と本応募契約を締結しており、必ずしも対象者の親会社であるNECと対象者の他の株主の皆様との利害が一致しない可能性があることを踏まえ、本公開買付けの公正性を担保すべく、以下のような措置を実施いたしました。

① 公開買付者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

公開買付者の完全親会社である丸紅は、本買付価格を決定するに際して参考にするため、公開買付者、丸紅、対象者及びNECから独立した第三者算定機関として有限責任監査法人トーマツ（以下「トーマツ」といいます。）に対し、対象者普通株式の株式価値算定を依頼しました（なお、トーマツは、公開買付者、丸紅、対象者及びNECの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。）。

トーマツは、下記（注）の前提条件その他一定の前提条件のもと、市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者普通株式の株式価値算定を行い、丸紅はトーマツから平成25年4月25日に株式価値算定書を取得いたしました。上記各手法において算定された対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

| 算定手法 | 対象者普通株式の1株当たりの価値範囲 |
|---------|--------------------|
| 市場株価法 | 3,648円～4,810円 |
| 類似会社比較法 | 5,097円～6,267円 |
| DCF法 | 4,971円～6,613円 |

市場株価法では、平成25年3月26日に一部報道機関から本件に関する憶測報道がなされたことにより、対象者普通株式の市場株価が急騰したことから、その株価への影響を排除するため、上記憶測報道がなされる前日（平成25年3月25日）を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の直近6ヶ月終値単純平均値（3,648円）、直近3ヶ月終値単純平均値（4,085円）、直近1ヶ月終値単純平均値（4,404円）、基準日単純終値（4,810円）を基に対象者普通株式の1株当たりの株式価値

を3,648円から4,810円までと算定しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者普通株式の1株当たりの株式価値を5,097円から6,267円までと算定しております。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年3月期以降の対象者の収益予測に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を算定し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を4,971円から6,613円までと算定しております。なお、対象者が公開買付者及びトーマツに提出した対象者の事業計画には、大幅な増減益は見込まれておりません。また、対象者とのシナジー効果については、事業計画には織り込んでおりません。

また、公開買付者の完全親会社である丸紅は、平成25年4月25日付にて、公開買付者、丸紅、対象者及びNECから独立したデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社（以下「デロイトトーマツ」といいます。）から、下記（注）の前提条件その他一定の前提条件のもとに、本買付価格が公開買付者の完全親会社である丸紅にとって財務的観点より公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております（なお、デロイトトーマツは、公開買付者、丸紅、対象者及びNECの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。）。

公開買付者及び公開買付者の完全親会社である丸紅は、トーマツから取得した株式価値算定書記載の算定結果及びデロイトトーマツから取得した意見書を参考にし、NECとの間における価格交渉の内容、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の市場株価動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、最終的に本日の取締役会決議において、本買付価格を5,510円と決定いたしました。

本買付価格である5,510円は、本日の前営業日である平成25年4月25日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の普通取引終値の5,410円に対して1.8%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた金額、過去1週間（平成25年4月19日から平成25年4月25日まで）の普通取引終値の単純平均値5,800円（小数点以下四捨五入）に対して5.0%（小数点以下第二位四捨五入）のディスカウントをした金額、過去1ヶ月間（平成25年3月26日から平成25年4月25日まで）の普通取引終値の単純平均値6,193円（小数点以下四捨五入）に対して11.0%（小数点以下第二位四捨五入）のディスカウントをした金額、過去3ヶ月間（平成25年1月28日から平成25年4月25日まで）の普通取引終値の単純平均値4,969円（小数点以下四捨五入）に対して10.9%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた金額、過去6ヶ月間（平成24年10月26日から平成25年4月25日まで）の普通取引終値の単純平均値4,230円（小数点以下四捨五入）に対して30.2%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。なお、東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値は、平成25年3月25日に4,810円であったのに対して、本件に関する平成25年3月26日の報道があり、平成25年3月27日には6,450円となりました。その後、上下変動を経て、平成25年4月22日の対象者普通株式の終値は6,410円となりましたが、本件に関して平成25年4月23日にも報道がなされた結果、平成25年4月23日の対象者普通株式の終値は5,410円となり、その後、平成25年4月25日の対象者普通株式の終値は5,410円となっておりますが、これに当該報道等の要因がどの程度織り込まれているのかは必ずしも定かではありません。参考までに本件に関する報道が最初になされた日の前営業日である平成25年3月25日から遡る過去1ヶ月間（平成25年2月26日から平成25年3月25日まで）の普通取引終値の単純平均値4,404円（小数点以下四捨五入）に対して25.1%（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成24年12月26日から平成25年3月25日まで）の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値の単純平均値4,085円（小数点以下四捨五入）に対して34.9%（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成24年9月26日から平成25年3月25日まで）の普通取引

終値の単純平均値 3,648 円（小数点以下四捨五入）に対して 51.0%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

（注）トーマツは、上記株式価値算定書の提出に際し、又、デロイトトーマツは、上記意見書の提出及び意見書に記載された意見の表明に際し、公開買付者から提供を受けた公開買付者及び対象者の情報及び一般に公表された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、対象者とその関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に鑑定、評価又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。公開買付者及び対象者から提出された財務予測については、公開買付者及び対象者の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

対象者によれば、対象者の取締役会は、公開買付者から提示された本買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、本公開買付けに関し独立性を有する第三者算定機関である G C A サヴィアン株式会社（以下「G C A サヴィアン」といいます。）に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼し、本日付で株式価値算定書を取得したとのことです。

G C A サヴィアンは、対象者普通株式の株式価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の経営陣（N E C 派遣取締役を除く。）から事業の現状及び将来の見通し等の情報を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、対象者普通株式の価値算定を行っているとのことです。

G C A サヴィアンは、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法、類似会社比較法及び D C F 法の各手法を用いて、対象者普通株式の株式価値を算定しているとのことです。G C A サヴィアンが上記各手法に基づき算定した対象者普通株式の 1 株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりとのことです。

| 算定手法 | 1株当たり株式価値の算定レンジ |
|---------|-----------------|
| 市場株価法 | 3,810円～4,835円 |
| 類似会社比較法 | 3,378円～5,326円 |
| D C F 法 | 5,301円～6,502円 |

市場株価法では、最近における対象者普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、本公開買付けに関する一部報道機関による憶測報道がなされた平成 25 年 3 月 26 日の前営業日である平成 25 年 3 月 25 日を評価基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の評価基準日の出来高加重平均値 4,835 円（小数点以下四捨五入、以下同じとします。）、評価基準日からそれぞれ遡る過去 1 ヶ月間、過去 3 ヶ月間及び過去 6 ヶ月間の出来高加重平均値（それぞれ 4,471 円、4,133 円及び 3,810 円）を基に、普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 3,810 円から 4,835 円までと分析しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と類似する比較上場企業の公表財務情報及び市場株価に基づいて対象者普通株式の株式価値を分析し、その 1 株当たりの株式価値の範囲を 3,378 円から 5,326 円までと算定しているとのことです。

D C F 法では、G C A サヴィアンは、対象者の事業計画をもとに、直近までの業績の動向、一般に公開化された情報等の諸要素を考慮した平成 26 年 3 月期以降の対象者スタンドアロンの収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて事業価値及び株式価値を分析し、普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 5,301 円から 6,502 円までと分析しているとのことです。なお、対象者が G C A サヴィアンに提出した対象者の事業計画では、大

幅な増減益は見込まれていないとのことです。

以上より、GCAサヴィアンから対象者が取得した株式価値算定報告書においては、対象者普通株式の1株当たりの株式価値の算定結果のレンジは、市場株価法では3,810円から4,835円、類似会社比較法では3,378円から5,326円、DCF法では5,301円から6,502円と算定しているとのことです。

なお、対象者はGCAサヴィアンから本買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）（以下「GCAS意見書」といいます。）を本日付けで取得しているとのことです。

なお、GCAサヴィアンは、公開買付者、丸紅、対象者及びNECの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

（注）GCAサヴィアンは、株式価値算定書及びGCAS意見書の提出、当該株式価値算定書及びGCAS意見書に記載された意見の表明（以下「本意見表明」といいます。）並びにそれらの基礎となる対象者株式価値の分析・算定に際し、対象者から提出を受け又は対象者と協議した情報、一般に公開された情報及びGCAサヴィアンが検討の対象とした又はGCAサヴィアンのために対象者により検討されたその他一切の情報が、全て正確かつ完全なものであり、誤解を生じさせるものでないこと等を前提としてこれらに依拠しており、独自にこれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、独自にその検証を行う責任も義務も負っておりません。さらに、GCAサヴィアンは、対象者株式価値の分析・算定に際し、対象者の経営陣その他の担当者の説明を信頼し、それを本意見表明の前提としております。

GCAサヴィアンは、対象者の株式価値の分析及び検討に重大な影響を与える可能性がある事実又は事項でGCAサヴィアンに対して未開示の事実又は事項がないことを前提としており、本意見表明がされた日（以下「本意見表明日」といいます。）時点で開示のない事実又は事項及び本意見表明日以降に発生する事実又は事項によっては、それらの事実又は事項が、本意見表明の基礎となる対象者の株式価値の評価結果に影響を与える可能性があります。

GCAサヴィアンは、対象者の資産及び負債（簿外の資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）につき独立した評価又は査定を行っておらず、かつ第三者機関からの評価又は査定はGCAサヴィアンに提出されておられません。

GCAサヴィアンは、対象者の事業計画その他業績見通しに関する情報が、対象者の経営陣により本意見表明日時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成され、かつ、その予測に従って対象者の損益状況が推移することを前提にし、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法に基づき対象者の株式価値を分析しております。事業計画等において前提とした今後予測される事態や環境が事業計画等の前提どおりにはならず、予測と実際の結果の差異が対象者の株式価値に対して影響を与えることがありますが、GCAサヴィアンが本意見表明を行うにあたって実施した分析は、こうした事業計画等の確実性の審査を目的としておらず、当該事業計画等又はそれらの根拠となった前提については、何ら意見を表明するものではなく、何ら保証するものでもありません。

GCAサヴィアンは、法律、会計又は税務の専門家ではなく、本意見表明を行うに当たり、本公開買付け及び本完全子会社化手続の適法性・有効性及び会計・税務上の処理の妥当性について独自に検討及び分析を行っておらず、本公開買付け及び本完全子会社化手続が全ての法律上、会計上又は税務上の適正な手続を経て、適切かつ有効に実行されることを前提としています。また、本公開買付け及び本完全子会社化手続の実行による対象者、その他の取引関係者に対する課税関係については考慮しておりません。

本意見表明は、本公開買付け及び本完全子会社化手続の実行並びに今後の事業継続に必要な一切の政府その他による同意又は許認可が、その時期又は条件等を含め、本公開買付け及び本完全子会社化手続を実行した場合に対象者の事業の予測される財務状況に負の影響を与えることなく得られるものであることを前提としており、GCAサヴィアンはこれらについて独自の調査を行う義務を負うものではありません。

本意見表明は、本買付価格が対象者の株主の皆様にとって財務的な見地から妥当であるか否かを、本意見表明日現在の市場、経済、金融その他の環境状況に基づいて意見表明したものであり、また、本意見表明日までにG C Aサヴィアンに提供され又はG C Aサヴィアンが入手した情報に基づいたものです。今後の状況の変化により本意見表明の内容が影響を受けることがあります。G C Aサヴィアンはその意見を修正、変更又は補足する義務を負いません。また、本意見表明は本書に明示的に記載された事項以外、本意見表明日以降の事象に関して何ら意見を推論させ、示唆するものではありません。

本意見表明は、対象者の取締役会が本公開買付けを検討する際の参考情報として提供されるものであり、他のいかなる目的のためにも、また他のいかなる者によっても、依拠又は使用することはできません。特に、本意見表明はG C Aサヴィアンが対象者取締役会又は対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応じるべきか否かについて意見を提供するものではなく、また本公開買付けへの賛同及び応募並びに本完全子会社化手続への賛同そのものを推奨するものではありません。

③対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者は、本公開買付け及び本完全子会社化手続に係る審議に慎重を期し、対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、公開買付者、丸紅、対象者及びN E Cから独立したリーガル・アドバイザーであるT M I 総合法律事務所を選任し、本公開買付け及び本完全子会社化手続に対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。

④ 支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

対象者によれば、対象者は、本公開買付け及び本完全子会社化手続を検討するに当たって、公開買付者、丸紅、対象者及び対象者の支配株主（東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 2 条第 42 号の 2 及び同施行規則第 3 条の 2 において定義されます。以下同じです。）であるN E Cとの間に利害関係のない外部の有識者であり、前記「③対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載のリーガル・アドバイザーであるT M I 総合法律事務所所属の葉玉匡美弁護士に対し、(a)本公開買付け及び本完全子会社化手続の目的の正当性、(b)本公開買付け及び本完全子会社化手続に係る交渉過程の手続の公正性、(c)本公開買付け及び本完全子会社化手続により株主に交付される対価の妥当性、及び(d)本公開買付け及び本完全子会社化手続が対象者の少数株主にとって不利益であるか否かについて諮問し、これらの点についての意見書を対象者に提出することを委嘱したとのことです。

葉玉匡美弁護士は、対象者及び対象者のフィナンシャル・アドバイザーであるG C Aサヴィアンから、丸紅による対象者への提案内容、本公開買付け及び前記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本公開買付け後に予定される本完全子会社化手続及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等についての説明を受け、またG C Aサヴィアンが対象者に対して提出した株式価値算定書及びG C A S 意見書を参考にした上で、上記諮問事項に関する質疑応答が行われたとのことです。

葉玉匡美弁護士は、かかる経緯のもと、これらの検討結果を前提に上記諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、(ア) 前記「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載された本公開買付け及び本完全子会社化手続の目的は正当であると認められること、(イ) 丸紅は公正な入札プロセスを通じて買付候補者に選定されたこと、(ウ) 本公開買付け及び本完全子会社化手続における対象者取締役会の意思決定の公正性を担保し、利益相反を回避するために、前記「②対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」及び「③対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載の各措置が実施されていること、並びに(エ) 本公開買付け後において予定されている本完全子会社化手続において、対象者の各株主様に対して交付される金銭の額が、本買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨が明示されていることなどを踏まえ、本日、対象者に対して、(a) 本公開買付け及び本完全子会社化手続は対象者の企業価値の向上を目的

として行われるものであると認められ、本公開買付け及び本完全子会社化手続の目的は正当であり、(b)本公開買付け及び本完全子会社化手続に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、また、(c)本公開買付け及び本完全子会社化手続により少数株主に交付される対価は妥当であり、(d)本公開買付け及び本完全子会社化手続は対象社の少数株主にとって不利益ではないと認められる旨を内容とする意見書を提出したとのことです。

なお、当該意見書は、本公開買付けが成立した後に、公開買付者が対象者の支配株主に該当し、前記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の対象者を非公開化するための手続が支配株主との重要な取引等に該当することとなった場合における、支配株主との重要な取引等についての決定が対象者の少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見を兼ねているとのことです。

⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意

対象者によれば、対象者は本日開催の取締役会において、対象者の企業価値の向上に関する検討、公開買付者の意向、前記「②対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」記載の株式価値算定書及びG C A S意見書、前記「③対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載の法的助言、前記「④支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手」記載の意見書を踏まえたうえで、本公開買付けの諸条件、本資本業務提携契約による丸紅グループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、公開買付者との間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値の向上に資するものと判断し、本公開買付けに賛同する旨を決議したとのことです。一方で、本買付価格は、前記「②対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載の株式価値算定書の算定結果及びG C A S意見書に照らして妥当な水準ではあると考えるものの、直近一ヶ月前後の市場株価を下回っているという状況に鑑みて、本買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

上記対象者取締役会においては、対象者の取締役のうちNEC派遣取締役は、本公開買付けに関し丸紅との間で本応募契約を締結しているNECから派遣された役員であるため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付け及び本完全子会社化手続に関する審議及び決議には一切参加しておりません。当該取締役会においては、NEC派遣取締役を除く7名(うち2名は独立した社外取締役)の取締役全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨、本買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本資本業務提携契約を締結する旨の決議を行ったとのことです。また、当該取締役会には、対象者の監査役のうち本公開買付けに関し丸紅との間で本応募契約を締結しているNECから派遣された役員である川上耕毅氏を除く監査役3名(うち1名は独立した社外監査役)が出席し、本公開買付けに賛同すること、本買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねること及び本資本業務提携契約を締結することについて異議がない旨の意見を全員が述べているとのことです。

⑥ 公開買付価格の公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様には本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保しております。

3. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--|----------|--|-------------------------|--|---------|--|---|---|---------------------------|-------|--|-------|------------------|-------|----------------------------|-------|--|-------|---|-------|
| ① 名 称 | NECモバイルリング株式会社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 所 在 地 | 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 山崎 耕司 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④ 事業内容 | 携帯電話の販売代理店（ショップ運営） 携帯電話関連商品等の販売 携帯電話の故障解析、修理・保守サービス 移動通信基地局に関するエリア調査/設計・最適化、設置工事・試験及び保守等のシステムエンジニアリング事業 法人向け携帯端末・ソリューションの提供 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤ 資 本 金 | 2,371百万円（平成24年12月31日現在） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑥ 設 立 年 月 日 | 昭和47年12月15日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑦ 大株主及び持株比率 （平成24年9月30日現在） | <table border="1"> <tr> <td>日本電気株式会社</td> <td>51.00%</td> </tr> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）</td> <td>4.47%</td> </tr> <tr> <td>株式会社光通信</td> <td>3.80%</td> </tr> <tr> <td>MELLON BANK, N.A. TREATY CLIENT OMNIBUS</td> <td>3.51%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）</td> <td>3.27%</td> </tr> <tr> <td>BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND</td> <td>2.06%</td> </tr> <tr> <td>NECモバイルリング従業員持株会</td> <td>1.40%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）</td> <td>0.95%</td> </tr> <tr> <td>BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)</td> <td>0.83%</td> </tr> <tr> <td>MELLON BANK N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS USPENSION</td> <td>0.80%</td> </tr> </table> | | 日本電気株式会社 | 51.00% | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 4.47% | 株式会社光通信 | 3.80% | MELLON BANK, N.A. TREATY CLIENT OMNIBUS | 3.51% | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 3.27% | BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND | 2.06% | NECモバイルリング従業員持株会 | 1.40% | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9） | 0.95% | BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) | 0.83% | MELLON BANK N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS USPENSION | 0.80% |
| 日本電気株式会社 | 51.00% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 4.47% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 株式会社光通信 | 3.80% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| MELLON BANK, N.A. TREATY CLIENT OMNIBUS | 3.51% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 3.27% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND | 2.06% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| NECモバイルリング従業員持株会 | 1.40% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9） | 0.95% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) | 0.83% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| MELLON BANK N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS USPENSION | 0.80% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑧ 公開買付者及び丸紅と対象者の関係 | <table border="1"> <tr> <td>資 本 関 係</td> <td>公開買付者及び丸紅と対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。また、公開買付者及び丸紅の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。</td> </tr> <tr> <td>人 的 関 係</td> <td>公開買付者及び丸紅と対象者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、公開買付者及び丸紅の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。</td> </tr> <tr> <td>取 引 関 係</td> <td>公開買付者及び丸紅と対象者との間には、記載すべき取引関係はありません。また、公開買付者及び丸紅の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。</td> </tr> <tr> <td>関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況</td> <td>対象者は、公開買付者及び丸紅の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及び関係会社は、公開買付者及び丸紅の関連当事者には該当しません。</td> </tr> </table> | | 資 本 関 係 | 公開買付者及び丸紅と対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。また、公開買付者及び丸紅の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。 | 人 的 関 係 | 公開買付者及び丸紅と対象者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、公開買付者及び丸紅の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。 | 取 引 関 係 | 公開買付者及び丸紅と対象者との間には、記載すべき取引関係はありません。また、公開買付者及び丸紅の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。 | 関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況 | 対象者は、公開買付者及び丸紅の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及び関係会社は、公開買付者及び丸紅の関連当事者には該当しません。 | | | | | | | | | | | | |
| 資 本 関 係 | 公開買付者及び丸紅と対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。また、公開買付者及び丸紅の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人 的 関 係 | 公開買付者及び丸紅と対象者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、公開買付者及び丸紅の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取 引 関 係 | 公開買付者及び丸紅と対象者との間には、記載すべき取引関係はありません。また、公開買付者及び丸紅の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況 | 対象者は、公開買付者及び丸紅の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及び関係会社は、公開買付者及び丸紅の関連当事者には該当しません。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(2) 日程等

① 日程

| | |
|-----------|--|
| 取締役会決議 | 平成25年4月26日（金曜日） |
| 公開買付開始公告日 | 平成25年4月30日（火曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 |

| | |
|------------|---|
| | (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/) |
| 公開買付届出書提出日 | 平成 25 年 4 月 30 日 (火曜日) |

② 届出当初の買付け等の期間

平成 25 年 4 月 30 日 (火曜日) から平成 25 年 6 月 12 日 (水曜日) まで (30 営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、5,510 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者の完全親会社である丸紅は、本買付価格を決定するに際して参考にするため、公開買付者、丸紅、対象者及びNECから独立した第三者算定機関としてトーマツに対し、対象者普通株式の株式価値算定を依頼しました（なお、トーマツは、公開買付者、丸紅、対象者及びNECの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。）。

トーマツは、下記（注）の前提条件その他一定の前提条件のもと、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者普通株式の株式価値算定を行い、丸紅はトーマツから平成 25 年 4 月 25 日に株式価値算定書を取得いたしました。上記各手法において算定された対象者普通株式の 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

| 算定手法 | 対象者普通株式の 1 株当たりの価値範囲 |
|---------|----------------------|
| 市場株価法 | 3,648 円～4,810 円 |
| 類似会社比較法 | 5,097 円～6,267 円 |
| DCF法 | 4,971 円～6,613 円 |

市場株価法では、平成 25 年 3 月 26 日に一部報道機関から本件に関する憶測報道がなされたことにより、対象者普通株式の市場株価が急騰したことから、その株価への影響を排除するため、上記憶測報道がなされる前日（平成 25 年 3 月 25 日）を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者の直近 6 ヶ月終値単純平均値 (3,648 円)、直近 3 ヶ月終値単純平均値 (4,085 円)、直近 1 ヶ月終値単純平均値 (4,404 円)、基準日単純終値 (4,810 円) を基に対象者普通株式の 1 株当たりの株式価値を 3,648 円から 4,810 円までと算定しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者普通株式の 1 株当たりの株式価値を 5,097 円から 6,267 円までと算定しております。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 25 年 3 月期以降の対象者の収益予測に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を算定し、対象者普通株式の 1 株当たりの株式価値を 4,971 円から 6,613 円までと算定しております。なお、対象者が公開買付者及びトーマツに提出した対象者の事業計画には、大幅な増減益は見込まれておりません。また、対象者とのシナジー効果については、事業計画には織り込んでおりません。

また、公開買付者の完全親会社である丸紅は、平成 25 年 4 月 25 日付にて、公開買付者、丸紅、対象者及びNECから独立したデロイトトーマツから、下記（注）の前提条件その他一定の前提条件のもとに、本買付価格が公開買付者の完全親会社である丸紅にとって財務的観点より公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております（なお、デロイトトーマツは、公開買付者、丸紅、対象者及びNECの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。）。

公開買付者及び公開買付者の完全親会社である丸紅は、トーマツから取得した株式価値算定書記載の算定結果及びデロイトトーマツから取得した意見書を参考にし、NECとの間における価格交渉の内容、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の市場株価動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、最終的に本日の取締役会決議において、本買付価格を 5,510 円と決定いたしました。

本買付価格である 5,510 円は、本日の前営業日である平成 25 年 4 月 25 日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の普通取引終値の 5,410 円に対して 1.8%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた金額、過去 1 週間（平成 25 年 4 月 19 日から平成 25 年 4 月 25 日まで）の普通取引終値の単純平均値 5,800 円（小数点以下四捨五入）に対して 5.0%（小数点以下第二位四捨五入）のディスカウントをした金額、過去 1 ヶ月間（平成 25 年 3 月 26 日から平成 25 年 4 月 25 日まで）の普通取引終値の単純平均値 6,193 円（小数点以下四捨五入）に対して 11.0%（小数点以下第二位四捨五入）のディスカウントをした金額、過去 3 ヶ月間（平成 25 年 1 月 28 日から平成 25 年 4 月 25 日まで）の普通取引終値の単純平均値 4,969 円（小数点以下四捨五入）に対して 10.9%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた金額、過去 6 ヶ月間（平成 24 年 10 月 26 日から平成 25 年 4 月 25 日まで）の普通取引終値の単純平均値 4,230 円（小数点以下四捨五入）に対して 30.2%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。なお、東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値は、平成 25 年 3 月 25 日に 4,810 円であったのに対して、本件に関する平成 25 年 3 月 26 日の報道があり、平成 25 年 3 月 27 日には 6,450 円となりました。その後、上下変動を経て、平成 25 年 4 月 22 日の対象者普通株式の終値は 6,410 円となりましたが、本件に関して平成 25 年 4 月 23 日にも報道がなされた結果、平成 25 年 4 月 23 日の対象者普通株式の終値は 5,410 円となり、その後、平成 25 年 4 月 25 日の対象者普通株式の終値は 5,410 円となっておりますが、これに当該報道等の要因がどの程度織り込まれているのかは必ずしも定かではありません。参考までに本件に関する報道が最初になされた日の前営業日である平成 25 年 3 月 25 日から遡る過去 1 ヶ月間（平成 25 年 2 月 26 日から平成 25 年 3 月 25 日まで）の普通取引終値の単純平均値 4,404 円（小数点以下四捨五入）に対して 25.1%（小数点以下第二位四捨五入）、過去 3 ヶ月間（平成 24 年 12 月 26 日から平成 25 年 3 月 25 日まで）の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値の単純平均値 4,085 円（小数点以下四捨五入）に対して 34.9%（小数点以下第二位四捨五入）、過去 6 ヶ月間（平成 24 年 9 月 26 日から平成 25 年 3 月 25 日まで）の普通取引終値の単純平均値 3,648 円（小数点以下四捨五入）に対して 51.0%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

② 算定の経緯

（本買付価格の決定に至る経緯）

公開買付者の完全親会社である丸紅は、平成 24 年 12 月下旬から、対象者の親会社であるNECが、対象者の新たなパートナーを検討するために、その保有する対象者普通株式の譲渡を複数の買付候補者に打診したことに始まる入札プロセスに参加し、NEC及び対象者から提出された対象者の事業・財務・法務等に関する資料の精査、対象者の経営陣との面談等の買収監査（デュー・ディリジェンス）を実施し、フィナンシャル・アドバイザーとして野村證券を選定した上で、対象者普通株式の取得について分析、検討を進めてまいりました。

公開買付者の完全親会社である丸紅は、NECに対して分析、検討を経た本公開買付けにおける本買

付価格を含む本公開買付けに関する諸条件を提示し、NECの選考の結果、平成25年4月、最終買付者候補者として選定されました。その後、NEC及び対象者との間で交渉を進めて参りました。その結果、諸条件の合意に至ったことから本日、NECとの間で本応募契約を締結し、また、本日付で、対象者との間で本資本業務提携契約を締結いたしました。

公開買付者及び丸紅は、以下の経緯により本買付価格について決定いたしました。

(a) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

丸紅は、本買付価格の決定にあたり、公開買付者及び丸紅並びに対象者及びNECから独立した第三者算定機関であるトーマツに本買付価格の財務分析を依頼し、下記(注)の前提条件その他一定の前提条件のもと、その算定結果の報告を受領しました。

また、公開買付者の完全親会社である丸紅は、平成25年4月25日付にて、公開買付者及び丸紅並びに対象者及びNECから独立したデロイトトーマツから、下記(注)前提条件その他一定の前提条件のもと、本買付価格が公開買付者の完全親会社である丸紅にとって財務的観点より公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しております。

(b) 当該意見の概要

トーマツによる対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

| | |
|---------|---------------|
| 市場株価法 | 3,648円～4,810円 |
| 類似会社比較法 | 5,097円～6,267円 |
| DCF法 | 4,971円～6,613円 |

(c) 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

公開買付者及び公開買付者の完全親会社である丸紅は、トーマツから取得した株式価値算定書記載の算定結果及びデロイトトーマツから取得した意見書を参考にし、NECとの間における価格交渉の内容、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の市場株価動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、最終的に本日の取締役会決議において、本買付価格を5,510円と決定いたしました。

③ 算定機関との関係

丸紅の第三者算定機関であるトーマツ及びデロイトトーマツは、公開買付者、丸紅、対象者及びNECの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(注) トーマツは、上記株式価値算定書の提出に際し、又、デロイトトーマツは、上記意見書の提出及び意見書に記載された意見の表明に際し、公開買付者から提供を受けた公開買付者及び対象者の情報及び一般に公表された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。又、対象者とその関係会社の資産及び負債(偶発債務を含みます。)について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に鑑定、評価又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定依頼も行っておりません。公開買付者及び対象者から提出された財務予測については、公開買付者及び対象者の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

(5) 買付予定の株券等の数

| 買付予定数 | 買付予定数の下限 | 買付予定数の上限 |
|-------------|------------|----------|
| 14,529,257株 | 7,410,000株 | 一株 |

(注1) 買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株券等の最大数である14,529,257株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者第41期第3四半期報告書に記載された平成24

年 12 月 31 日現在の対象者普通株式の発行済株式総数（14,529,400 株）から、対象者第 41 期第 3 四半期報告書に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在の対象者が保有する自己株式（143 株）を控除した株式数です。

- (注 2) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（7,410,000 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。なお、買付予定数の下限（7,410,000 株）は発行済株式総数（14,529,400 株）の 51.00% に相当します。
- (注 3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注 4) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

| | | |
|------------------------------|-----------|----------------------------|
| 買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 | 一個 | (買付け等前における株券等所有割合 一%) |
| 買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 | 一個 | (買付け等前における株券等所有割合 一%) |
| 買付予定の株券等に係る議決権の数 | 145,292 個 | (買付け等後における株券等所有割合 100.00%) |
| 対象者の総株主等の議決権の数 | 145,271 個 | |

- (注 1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数（14,529,257 株）に係る議決権の数を記載しております。
- (注 2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者第 41 期第 3 四半期報告書に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在の総株主の議決権の数（1 単元の株式数を 100 株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数（対象者第 41 期第 3 四半期報告書に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在の単元未満株式 2,200 株から、平成 24 年 12 月 31 日現在の対象者の保有する単元未満自己株式 43 株を控除した 2,157 株に係る議決権の数である 21 個）を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数」を 145,292 個として計算しております。
- (注 3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 80,056 百万円

(注) 買付代金は、買付予定数（14,529,257 株）に本買付価格（1 株当たり 5,510 円）を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

- ② 決済の開始日
平成 25 年 6 月 19 日（水曜日）

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト (<https://nc.nomura.co.jp/>) にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付け期間の末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、公開買付け代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付け代理人の本店又は全国各支店にご確認ください）。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（7,410,000 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（7,410,000 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びブないしソ、第 3 号イないしチ及びヌ、並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実と順ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき、虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付け期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付け期間末日の 15 時 30 分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に公開買付け応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付け期間末日の 15 時 30 分までに解除手続きを行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください（公

公開買付けに応募した際に公開買付代理人より受付票が交付されていた場合は、当該受付票を解除書面に添付してください。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到着することを条件とします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

(その他の野村證券株式会社全国各支店)

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・

受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日
平成 25 年 4 月 30 日（火曜日）

(11) 公開買付代理人
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

4. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 公開買付け後の方針等

公開買付け後の方針等については、「2. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」、「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び「(5) 上場廃止になる見込み及びその事由」をご参照ください。

(2) 今後の見通し

本公開買付けによる丸紅の今期業績予想に与える影響は現在精査中であり、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が今後生じた場合には、速やかに開示いたします。

5. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者によれば、対象者は本日開催の取締役会において、対象者の企業価値の向上に関する検討、公開買付者の意向、GCAサヴィアンの株式価値算定書及びGCAS意見書、TMI総合法律事務所の法的助言、葉玉匡美弁護士の意見書を踏まえたうえで、本公開買付けの諸条件、本資本業務提携契約による丸紅グループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、公開買付者との間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値の向上に資するものと判断し、本公開買付けに賛同する旨を決議したとのことです。一方で、本買付価格は、GCAサヴィアンの株式価値算定書の算定結果及びGCAS意見書に照らして妥当な水準ではあると考えるものの、直近一ヶ月前後の市場株価を下回っているという状況に鑑みて、本買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

上記対象者取締役会においては、対象者の取締役のうちNEC派遣取締役は、本公開買付けに関し丸紅との間で本応募契約を締結しているNECから派遣された役員であるため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付け及び本完全子会社化手続に関する審議及び決議には一切参加しておりません。当該取締役会においては、NEC派遣取締役を除く7名（うち2名は独立した社外取締役）の取締役全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨、本買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本資本業務提携契約を締結する旨の決議を行ったとのことです。また、当該取締役会には、対象者の監査役のうち本公開買付けに関し丸紅との間で本応募契約を締結しているNECから派遣された役員である川上耕毅氏を除く監査役3名（うち1名は独立した社外監査役）が出席し、本公開買付けに賛同すること、本買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねること及び本資本業務提携契約を締結することについて異議がない旨の意見を全員が述べているとのことです。

また、公開買付者の完全親会社である丸紅は、対象者との間で、本日付で本資本業務提携契約を締結しております。その概要は、前記「2. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「② 本資本業務提携契約」に記載のとおりです。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 平成 25 年 3 月期決算短信の公表

対象者は本日、以下の内容の平成 25 年 3 月期決算短信を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の損益状況は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

(a) 損益の状況

| 決算年月 | 平成 25 年 3 月期 (第 41 期) |
|------------|-----------------------|
| 売上高 | 141,010 百万円 |
| 売上原価 | 119,900 百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | 10,900 百万円 |
| 営業外収益 | 198 百万円 |
| 営業外費用 | 173 百万円 |
| 当期純利益 | 5,887 百万円 |

(b) 1 株当たりの状況

| 決算年月 | 平成 25 年 3 月期 (第 41 期) |
|-------------|-----------------------|
| 1 株当たり当期純利益 | 405.17 円 |
| 1 株当たり配当額 | 130.00 円 |
| 1 株当たり純資産 | 3,218.55 円 |

② 平成 26 年 3 月期業績予想の公表

対象者は本日、平成 25 年 3 月期決算短信において、平成 26 年 3 月期業績予想を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の業績予想は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

| 決算年月 | 平成 26 年 3 月期連結業績予想数値 (第 42 期) |
|-------------|----------------------------------|
| 売上高 | 141,000 百万円 |
| 営業利益 | 7,700 百万円 |
| 経常利益 | 7,700 百万円 |
| 当期純利益 | 5,500 百万円 |
| 1 株当たり当期純利益 | 378.55 円 |

平成 25 年 3 月期の業績と比較し、平成 26 年 3 月期連結売上高は横ばいを見込む一方、同営業利益及び経常利益は約 25% (それぞれ、平成 25 年 3 月期約 102.1 億円から平成 26 年 3 月期 77 億円及び同約 102.4 億円から 77 億円)、同当期純利益は約 7% (同約 58.9 億円から 55 億円)、それぞれ減少する見込みとのことです。対象者からの説明は以下の通りです。

平成 26 年 3 月期における日本経済は、株式市場の好調な推移、円安の進行など景気回復への期待感は見られるものの、本格的な景気回復にはなお時間を要すると思われ、先行きの不透明感は継続するものと思われているとのことです。

携帯電話販売市場は、より高機能なスマートフォンへの買い替えやタブレット端末の需要拡大等によ

り、引き続き堅調に推移するものと思われます。新たなサービスの拡大も期待され、周辺商材の需要拡大は継続するものと予想する一方、携帯電話の故障時にスマートフォンへの買い替えを行うユーザーが増加していること等の事情から、携帯電話の修理対象台数が減少する傾向は続き、保守サービス需要の減少は継続することが予想されるとのことです。

平成 26 年 3 月期の業績の見通しについては、携帯電話端末のさらなる販売拡大をめざし、モバイルセールス事業は増益を見込んでいるとのこと。他方、モバイルソリューション事業については、対象者によるスマートフォン修理の受注の減少や、フィーチャーフォン（従来型の携帯電話）を中心とした修理対象機種稼働台数減少、さらに修理を依頼するお客様の減少継続により、既存事業であるNEC製端末の修理台数は半減となる見込みです。このような状況の中、新規顧客からの携帯電話修理の受注獲得を目指すことでモバイルソリューション事業における利益の減少を抑止することを企図するものの、平成 26 年 3 月期売上高は横ばいを見込む一方、平成 26 年 3 月期営業利益、経常利益及び当期純利益は上記の通り減少する見込みとのこと。

③ 平成 26 年 3 月期配当予想（中間配当）

平成 25 年 3 月期決算短信によれば、対象者は、本日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、本公開買付けに応募する対象者の株主と応募しない対象者の株主との間に経済的効果の差異が生じる可能性があるため、対象者の株主の間での公平性を確保する観点から、平成 26 年 3 月期の剰余金の配当（中間配当）を行わないことを決議したとのこと。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

以上

II. 本資本業務提携契約について

1. 資本業務提携の理由

前記「I. 本公開買付けについて」の「2. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

2. 資本業務提携の内容等

(1) 資本業務提携の内容

前記「I. 本公開買付けについて」の「2. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「②本資本業務提携契約」をご参照ください。

(2) 丸紅の完全子会社である公開買付者が本公開買付けにより新たに取得する株式の数等

| | |
|----------|-----------------------------|
| 買付予定数 | 14,529,257 株 (所有割合：100.00%) |
| 買付予定数の下限 | 7,410,000 株 (所有割合：51.00%) |
| 買付予定数の上限 | — |

3. 資本業務提携の相手先の概要

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|----------|--|--------------------------|--|---------|-------|---|-------|----------------------------|-------|--|-------|------------------|-------|------------------------------|-------|--|-------|---|-------|
| ① 名 称 | NECモバイルリング株式会社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 所 在 地 | 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 山崎 耕司 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④ 事 業 内 容 | 携帯電話の販売代理店 (ショップ運営) 携帯電話関連商品等の販売 携帯電話の故障解析、修理・保守サービス 移动通信基地局に関するエリア調査/設計・最適化、設置工事・試験及び保守等のシステムエンジニアリング事業 法人向け携帯端末・ソリューションの提供 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤ 資 本 金 | 2,371 百万円 (平成 24 年 12 月 31 日現在) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑥ 設 立 年 月 日 | 昭和 47 年 12 月 15 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑦ 大 株 主 及 び 持 株 比 率 (平成 24 年 9 月 30 日現在) | <table> <tr> <td>日本電気株式会社</td> <td>51.00%</td> </tr> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)</td> <td>4.47%</td> </tr> <tr> <td>株式会社光通信</td> <td>3.80%</td> </tr> <tr> <td>MELLON BANK, N.A. TREATY CLIENT OMNIBUS</td> <td>3.51%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)</td> <td>3.27%</td> </tr> <tr> <td>BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND</td> <td>2.06%</td> </tr> <tr> <td>NECモバイルリング従業員持株会</td> <td>1.40%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 9)</td> <td>0.95%</td> </tr> <tr> <td>BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)</td> <td>0.83%</td> </tr> <tr> <td>MELLON BANK N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS USPENSION</td> <td>0.80%</td> </tr> </table> | | 日本電気株式会社 | 51.00% | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 4.47% | 株式会社光通信 | 3.80% | MELLON BANK, N.A. TREATY CLIENT OMNIBUS | 3.51% | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) | 3.27% | BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND | 2.06% | NECモバイルリング従業員持株会 | 1.40% | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 9) | 0.95% | BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) | 0.83% | MELLON BANK N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS USPENSION | 0.80% |
| 日本電気株式会社 | 51.00% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 4.47% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 株式会社光通信 | 3.80% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| MELLON BANK, N.A. TREATY CLIENT OMNIBUS | 3.51% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) | 3.27% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND | 2.06% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| NECモバイルリング従業員持株会 | 1.40% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 9) | 0.95% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) | 0.83% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| MELLON BANK N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS USPENSION | 0.80% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑧ 公開買付者及び丸紅と対象者の関係 | <table border="1"> <tr> <td>資 本 関 係</td> <td>公開買付者及び丸紅と対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。また、公開買付者及び丸紅の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。</td> </tr> <tr> <td>人 的 関 係</td> <td>公開買付者及び丸紅と対象者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、公開買付者及び丸紅の関係者及び関係会社と</td> </tr> </table> | | 資 本 関 係 | 公開買付者及び丸紅と対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。また、公開買付者及び丸紅の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。 | 人 的 関 係 | 公開買付者及び丸紅と対象者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、公開買付者及び丸紅の関係者及び関係会社と | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資 本 関 係 | 公開買付者及び丸紅と対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。また、公開買付者及び丸紅の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人 的 関 係 | 公開買付者及び丸紅と対象者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、公開買付者及び丸紅の関係者及び関係会社と | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | |
|-----|--------------------------------|--|---------------------|---------------------|
| | | 対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。 | | |
| | 取引関係 | 公開買付者及び丸紅と対象者との間には、記載すべき取引関係はありません。また、公開買付者及び丸紅の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。 | | |
| | 関連当事者への該当状況 | 対象者は、公開買付者及び丸紅の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及び関係会社は、公開買付者及び丸紅の関連当事者には該当しません。 | | |
| (9) | 当該会社の最近3年間の連結財政状態及び連結経営成績 | | | |
| | 決算期 | 平成23年3月期 | 平成24年3月期 | 平成25年3月期 |
| | 連結純資産 | 38,732百万円 | 42,590百万円 | 46,763百万円 |
| | 連結総資産 | 70,984百万円 | 77,676百万円 | 79,459百万円 |
| | 1株当たり連結純資産 | 2,665.81円 | 2,931.27円 | 3,218.55円 |
| | 連結売上高 | 125,620百万円 | 126,084百万円 | 141,010百万円 |
| | 連結営業利益 | 9,608百万円 | 10,438百万円 | 10,210百万円 |
| | 連結経常利益 | 9,816百万円 | 10,613百万円 | 10,235百万円 |
| | 連結当期純利益 | 5,496百万円 | 4,888百万円 | 5,887百万円 |
| | 1株当たり連結当期純利益 | 378.28円 | 336.45円 | 405.17円 |
| | 1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) | 100.00円 (50.00円) | 120.00円 (60.00円) | 130.00円 (65.00円) |

4. 今後の日程

| | |
|------------------------|-----------------|
| (1) 取締役会決議、本資本業務提携契約締結 | 平成25年4月26日(金曜日) |
| (2) 公開買付開始公告日 | 平成25年4月30日(火曜日) |
| (3) 本公開買付けの応募最終日 | 平成25年6月12日(水曜日) |
| (4) 本公開買付けの結果の公表 | 平成25年6月13日(木曜日) |
| (5) 決済の開始日 | 平成25年6月19日(水曜日) |

5. 今後の見通し

前記「I. 本公開買付けについて」の「4. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し」の「(2) 今後の見通し」をご参照ください。

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表から 12 時間を経過するまでは、NEC モバロリング株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、公開買付者及び丸紅は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

この情報には公開買付者及び丸紅、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者及び丸紅の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者及び丸紅は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、公開買付者及び丸紅に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。